

(平成22年4月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 160 件 |
| 国民年金関係 | 29 件 |
| 厚生年金関係 | 131 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 112 件 |
| 国民年金関係 | 27 件 |
| 厚生年金関係 | 85 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から49年3月までの期間及び56年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年5月から49年3月まで
② 昭和56年1月から同年3月まで

私は、申立期間①については、特例納付期間中に夫の分と一緒に国民年金保険料を特例納付し、申立期間②については、当時、きちんと保険料を納付していた記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、第3回特例納付により、元夫の婚姻前の未納国民年金保険料のうち年金受給資格期間を満たすために必要な月数分の保険料を納付するとともに、自身の当該期間の未納保険料をさかのぼって納付したと説明しており、申立人の元夫は、昭和54年8月に国民年金手帳の記号番号が払い出され、オンライン記録により、年金受給資格期間を満たすために必要な120か月分の保険料を第3回特例納付により納付していることが確認できること、申立人が特例納付したとする金額は、元夫の特例納付済み保険料額と申立人の当該期間の保険料を特例納付した場合の金額とを合わせた金額におおむね一致していること、申立人は、特殊台帳では第2回特例納付により13か月分の保険料を納付したとされているが、オンライン記録では現年度保険料及び過年度保険料を含めて34か月分が当該特例納付により納付したとされており、申立人に係る納付記録が適切に管理されていなかった状況が認められることなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間②については、当該期間は3か月と短期間である上、申立

人は、当該期間の前後で転居しているが、申立人が所持する年金手帳及び特殊台帳には住所変更に係る記載があり、当時の住所変更手続は適切に行われていたこと、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みであり、当該期間直後の保険料は前納しており、この時点で、当該期間の保険料は現年度又は過年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年10月から60年1月までの期間及び平成2年5月から4年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から44年7月まで
② 昭和59年5月及び同年6月
③ 昭和59年10月から平成4年4月まで

私の国民年金保険料は、婚姻前は実家で母が納付し、婚姻後は妻が夫婦二人分を一緒に納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③のうち、昭和59年10月から60年1月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が厚生年金保険の資格を喪失した直後の59年7月26日に払い出されていること、当該手帳記号番号における当初の資格取得日は59年7月5日、資格喪失日は60年2月13日とされており、当該期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である上、当該期間直前の59年7月から同年9月までの保険料は納付済みとなっていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間③のうち、平成2年5月から4年4月までの期間については、4年6月9日に、申立人の上記手帳記号番号における資格取得日が59年5月31日に、資格喪失日が4年5月1日にそれぞれ記録訂正されていることがオンライン記録から確認でき、当該記録訂正時点では、当該期間の保険料は過年度納付が可能であること、申立人の保険料を納付していたとする妻は、当該期間の保険料を納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料

を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人が婚姻前まで居住していた区において、上記手帳記号番号とは別の手帳記号番号が昭和 43 年 10 月 31 日に払い出されていることが確認できるが、当該手帳記号番号払出簿の備考欄には「不在 45」の記載があること、57 年 12 月 14 日現在の年度別納付状況リストでは、資格取得日は 39 年 2 月 21 日で、昭和 38 年度から 44 年度までの保険料はすべて未納とされ、管理区分は「フザイ」とされていることが確認できるなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の基礎年金番号として管理されている昭和 59 年 7 月 26 日に払い出された手帳記号番号では、申立期間①、②及び③のうち 60 年 2 月から平成 4 年 4 月までの期間は、4 年 6 月 9 日の記録訂正時点で国民年金の加入期間とされた期間であり、申立期間当時は国民年金の未加入期間とされていたため、保険料を納付することはできない上、当該記録訂正時点でも 2 年 4 月以前の保険料は時効により納付することはできないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 10 月から 60 年 1 月までの期間及び平成 2 年 5 月から 4 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月まで

私の夫は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の夫の保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が一緒に保険料の納付を始めた昭和 42 年 4 月以降、申立期間を除き夫婦の保険料の納付済み期間、未納期間及び還付期間はおおむね一致しており、申立人及びその夫が所持する国民年金手帳及び領収書により、42 年 4 月から 44 年 6 月までは同一日に保険料を納付していることが確認できる上、夫の申立期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から同年3月まで
② 昭和56年10月から61年3月まで

私は、集金人に勧奨されて国民年金の加入手続を行い、申立期間①については集金人に国民年金保険料を納付していた。また、申立期間②については確定申告で控除するために保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、3か月と短期間であり当該期間前後の国民年金保険料は納付済みである。また、申立人は集金人に保険料を納付したと説明しており、申立人が居住していた市では、当該期間当時、集金人による収納が行われていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が当時居住していた市の被保険者名簿から、申立人は当該期間直前の昭和56年9月3日に転出したことにより当該市における管理対象被保険者から除かれる手続がとられていることが確認でき、また、59年5月作成の年度別納付状況リストから、転出後の当該期間は不在扱いとされていることが確認できることから、当該期間の納付書は発行されなかったと考えられるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から同年6月まで

私は、母に勧められ、昭和45年4月に国民年金の加入手続を行い、49年7月に会社に就職するまで、金融機関及び区役所で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の前後の国民年金保険料を納付しており、申立期間は3か月と短期間である。また、申立期間の前後を通じて、申立人の住所及び仕事に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から同年12月まで
私の妻は、昭和43年2月の婚姻後、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳になるまで、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間は3か月と短期間である。また、申立期間に近接する50年10月から同年12月の期間は、申立人の被保険者台帳及び申立人が当時居住していた市の被保険者名簿に基づき、平成21年4月に未納から納付済みに記録訂正されており、行政側において、申立人に係る納付記録の管理が不適切であった状況が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から45年3月まで

私は、20歳になったころ国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は6か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和45年5月に払い出されており、申立期間は過年度納付が可能であるとともに、納付書により郵便局で納付したとする方法は、当時の過年度保険料の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から45年3月まで

私の妻は、転居後の昭和45年5月ごろに納付書が届いたので、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼって一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の直後から60歳になるまで、国民年金保険料をすべて納付している。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、当時の過年度保険料の納付方法に合致し、保険料を納付したとする金融機関は、当時過年度保険料の収納を取り扱っている。さらに、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 1 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から 45 年 3 月まで

私は、転居後の昭和 45 年 5 月ごろに納付書が届いたので、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼって一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の直後から 60 歳になるまで、国民年金保険料をすべて納付している。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、当時の過年度保険料の納付方法に合致し、保険料を納付したとする金融機関は、当時過年度保険料の収納を取り扱っている。さらに、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から45年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付した領収書を所持している。申立期間が納付済みであるにもかかわらず、国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録では未加入期間とされているが、申立人は、申立期間を含む昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料を納付したことを示す45年10月30日付けの領収書を所持しており、申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は、婚姻したとする44年9月*日に、強制加入被保険者から任意加入被保険者への切替手続を行っていることが確認できる。

申立人の任意加入日は、平成8年10月に、昭和44年9月*日から記録上その後納付記録が始まる45年10月1日に訂正されており、これは、申立人の合算対象期間（任意加入することができた期間のうち任意加入しなかった期間で受給資格期間の計算に入れることができる期間（いわゆるカラ期間））を増やすために未納期間を合算対象期間に訂正したものと推察されるが、当該処理により、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができない期間となるため、平成21年8月17日付け還付決議がなされ、社会保険事務所（当時）の指導により申立人は同年9月に申立期間の保険料の還付を受けている。

しかしながら、申立人がこの期間の保険料相当額を納付し、上述の時期に還付が行われたとしても、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明ら

かであり、資格喪失しているため被保険者となり得ないことを理由として、この期間の保険料納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年3月から49年3月まで

私は、国民年金の加入手続をした際に、区役所の職員に勧められて夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて数万円納付した。申立期間の保険料について、夫が納付済みとなっているにもかかわらず、私だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料を60歳到達時まですべて納付しており、申立人及びその夫の国民年金手帳の記号番号は、第2回特例納付実施期間の昭和50年4月に払い出されている。

また、申立人及びその夫は、当該払出時点において、申立期間の保険料をさかのぼって納付しなくても、60歳到達時まで保険料を納付すれば年金の受給資格期間を満たすことができたが、申立人が一緒に保険料を納付したとする夫は、申立期間の保険料を第2回特例納付及び過年度納付により納付していることが確認でき、これは将来の年金額を増やすために申立期間の保険料を特例納付等したものと推認され、申立人においても同様であったと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 48 年 3 月まで

私は、区役所から国民年金の加入勧奨を受け、国民年金に加入した。加入時に区役所職員から高等学校の教職員を退職した後の未納期間を納めることができることを教えられ、約 13 万円の保険料を金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料を 60 歳到達時まですべて納付しており、申立人の国民年金手帳は、第 2 回特例納付実施期間の昭和 49 年 4 月に発行されている。

また、申立人の上記の国民年金手帳の発行と同時期に年金手帳の再発行を受けた申立人の夫は、申立期間を含めた昭和 39 年 7 月から 49 年 3 月までの保険料を第 2 回特例納付及び過年度納付により納付し、未納期間の保険料をすべて納付していることが特殊台帳により確認できること、申立人が納付したとする金額は、申立期間の保険料と夫の上記期間に係る第 2 回特例納付等の保険料をまとめて納付した場合の金額とおおむね一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7198

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から 62 年 3 月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、私の婚姻後も国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 8 月から 60 歳になるまで、申立期間及び厚生年金保険加入期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額とおおむね一致しており、申立期間の前後を通じて、申立人の住所に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から40年3月まで

私は、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年4月から60歳になるまで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は6か月と短期間である。また、保険料を区の集金人に納付していたとする方法は、申立人が当時居住していた区が徴収員を設置して保険料を収納していた状況と合致しているとともに、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7205

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から45年3月まで

私の国民年金は、母が店に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人は、昭和42年4月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、当時理容業を営んでおり、母親が店に来た集金人に保険料を納付していたことを記憶しており、当時申立人が居住していた区では、集金人が過年度納付書を所持し発行していたことが確認できる上、申立期間の前後を通じて申立人の職業や住所に変更はなく、生活状況に変化はないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7206

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から同年12月まで
私の妻は、結婚してから夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、昭和45年4月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、夫婦二人分の保険料を納付していたとする妻は、3か月に一度郵便局で保険料を納付していたと記憶しており、当時の納付方法等と合致している上、申立期間の前後を通じて住所に変更はなく、生活状況に変化はないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から39年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から39年6月まで

私は、いつも夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。国民年金への加入時にさかのぼって納付できる期間までさかのぼって納付したはずである。申立期間が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長女が、納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の昭和39年7月以降の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された40年11月時点では、申立期間は保険料を過年度納付することが可能な期間であり、申立期間直後の39年7月から40年3月までの期間の保険料は過年度納付されている。

また、申立人の長女は、加入手続時に申立人が印紙売りさばき店に相談し、保険料をさかのぼって納付したこと等を申立人から聞いたことを記憶しており、その説明は具体的である上、当時居住していた市では、印紙売りさばき店に過年度保険料の納付書を備えて、過年度保険料の収納取扱いを行っていたことが市の広報により確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から39年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から39年6月まで

母は、いつも夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。国民年金への加入時にさかのぼって納付できる期間までさかのぼって納付したはずである。申立期間が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長女が、納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の昭和39年7月以降の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された40年11月時点では、申立期間は保険料を過年度納付することが可能な期間であり、申立期間直後の39年7月から40年3月までの期間の保険料は過年度納付されている。

また、申立人の長女は、申立人から加入手続時に印紙売りさばき店に相談し、保険料をさかのぼって納付したこと等を聞いたことを記憶しており、その説明は具体的である上、当時居住していた市では、印紙売りさばき店に過年度保険料の納付書を備えて、過年度保険料の収納取扱いを行っていたことが市の広報により確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 11 月から 38 年 3 月までの期間及び 44 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 44 年 7 月から同年 9 月まで

母は、昭和 37 年 11 月に、自宅に来た区役所職員に勧められて国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和 37 年 11 月の国民年金への任意加入以降は、申立期間及び第 3 号被保険者期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、任意加入した時点で当該期間の保険料は現年度納付することが可能である。また、申立人が納付したとする金額は、当該期間の保険料額と一致しているなど、当該期間の保険料を納付していたとする申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、3 か月と短期間であり、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みである上、当該期間の前後の期間を通じて申立人の夫の職業や住所に変更はなく、生活状況に変化はないなど、当該期間の保険料を納付していたとする申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から同年6月まで

私は、国民年金に加入した際、昭和46年4月から47年6月までの15か月の国民年金保険料をその場で納付した。領収書も所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、昭和43年4月以降は申立期間を除き、65歳到達時まで、第2回特例納付を含め国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された47年1月の時点では、申立期間の保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立人は、申立期間直前の昭和46年度及び申立期間について保険料額が記載された市発行の2枚の領収書を所持しており、当該領収書は、国民年金保険料の領収書であると説明している。これについて、46年度はこの領収書に基づき申立人の国民年金手帳に検認印が押されたものと推認される上、2枚目の領収書に記載されている金額は申立期間の保険料額と一致しており、申立期間は、印紙検認方式から納付書方式に変更されていることから、手帳に検認印を押さなかったものと考えられ、当該2枚目の領収書は、申立期間の保険料の領収書と解すべきである。

領収書を所持しているにもかかわらず、40年近くにわたってその事実を確認し得なかったことは、不適切な記録管理というべきであり、申立期間の保険料が未納であることについては、申立人の責に帰すべきではなく、申立期間の保険料を納付していたものとするのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から49年9月までの保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から49年9月まで

私は、昭和48年7月に区役所で国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料は、3か月ごとに区役所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年7月24日に国民年金に任意加入していることが国民年金手帳により確認でき、当該加入時点で申立期間の保険料は現年度納付することが可能であり、申立期間後の49年10月以降は第3号被保険者期間を除き国民年金加入期間の保険料はすべて納付している。

また、申立人は、当時、加入申込用はがきにより区役所で加入手続を行い、申立期間の保険料を3か月ごとに区役所で納付していたことを記憶しており、当時の納付方法等と合致している上、納付したとする金額は当時の保険料額と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 7 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 38 年 7 月から 40 年 3 月まで

私は、国民年金制度発足時から国民年金に加入して、国民年金保険料を夫婦一緒に納付してきたはずである。国民年金に加入したにもかかわらず納付開始当初から保険料を納付しないこと、また、保険料を納付していた途中に 1 年以上の未納期間があることは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、昭和 37 年 4 月から 60 歳に達するまで当該期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は自宅に来た集金人に保険料を納付していたと説明しており、申立人が居住している区では昭和 37 年 5 月から集金人による保険料の徴収が行われており、申立人の記憶と一致している上、申立人は、当該期間当初に区内転居をしているが、当該区では、区内転居の申出が集金人になされた場合には転居先の担当集金人に引継ぎが行われるとしていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、家に来た集金人に夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと説明しているが、申立人が居住している区では、上記の通り当該期間後の昭和 37 年 5 月から集金人による保険料徴収を開始しており、当該期間の保険料を集金人に納付することはできなかったことなど、当該期間の保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 7 月から 40 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7216

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

私は、大学卒業後、しばらくして国民年金に加入した。国民年金保険料は市役所及び金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間の前後の期間の国民年金保険料を納付しており、申立期間後の国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間当初の昭和 57 年 1 月に払い出されており、当該時点で、申立期間の保険料を現年度で納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7217

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年7月から同年9月まで

私は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納めていた。申立期間の夫の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間の前後の期間の国民年金保険料を現年度納付しており、申立期間後は60歳になるまで、国民年金保険料をすべて納付している。

また、夫婦二人分の保険料を納付していたとする夫は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から同年3月まで

私は、叔父が経営する会社に就職し、叔父の勧めで国民年金に加入した。加入手続は、会社の経理責任者であった叔母が代行してくれたと記憶している。国民年金保険料は、会社か自宅近くの郵便局で、私か妻が夫婦の保険料を一緒に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間の一回のみであり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人の職業や住所に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化も認められないことなどから、申立内容に不自然さはなく、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は、昭和 36 年ごろに、勤めていた飲食店の店主に勧められ国民年金の加入手続をし、区の窓口で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12 か月と短期間の 1 回のみであり、申立人は、申立期間後は 60 歳まで国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 36 年 5 月ごろに払い出されており、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったこと、申立人は、申立期間の保険料を区役所で印紙検認により納付したと説明しており、当時の納付方法と合致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで

私は、昭和52年に国民年金に加入した後、国民年金保険料をすべて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間の1回のみであり、申立人は、昭和50年4月以降60歳到達時まで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、60歳到達以降も任意加入し、保険料を納付している。

また、申立人は、夫が昭和52年3月から53年2月の間に厚生年金保険に加入したことによる被保険者種別の変更手続を適切に行っていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られず、申立期間当時に保険料の納付をすることが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から同年3月まで

私は、国民年金制度が発足した時に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間の1回のみであり、申立人は、昭和36年4月の国民年金制度発足以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が説明する保険料額及び保険料の納付方法は当時のものと一致しているなど、申立内容に不自然さは見られず、申立期間当時に保険料を納付することが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年6月までの期間、56年5月及び同年6月、57年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から同年6月まで
② 昭和54年1月から同年3月まで
③ 昭和54年10月から55年3月まで
④ 昭和56年5月から57年4月まで
⑤ 昭和60年6月から同年9月まで

私は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、並びに④のうち昭和56年5月及び同年6月、57年4月については、申立人は、申立期間①の前後の期間及び56年5月の直前の期間の国民年金保険料を納付している。また、申立人が納付書により保険料を納付したとする方法は、当時居住していた区の納付方法と合致し、保険料を納付したとする金融機関は、当時、保険料の収納を取り扱っている。さらに、申立人の夫は当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②、③、④のうち昭和56年7月から57年3月までの期間及び⑤については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期及び納付額の記憶が曖昧である。また、申立人の夫は当該期間の保険料が未納となっているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和47年4月から同年6月までの期間、56年5月及び同年6月、57年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京厚生年金 事案 8186～8255（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、＜申立期間＞（別添一覧表参照）に支給された賞与において＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

| | | |
|--------|---|-----------|
| 氏名 | : | } 別添一覧表参照 |
| 基礎年金番号 | : | |
| 生年月日 | : | |
| 住所 | : | |

2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞（別添一覧表参照）

社会保険庁（当時）の記録では、申立期間にA社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与台帳等により、申立人は、＜申立期間＞（別添一覧表参照）に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

| 事案番号 | 氏名 | 基礎年金番号 | 生年月日 | 住所 | 申立期間 | 標準賞与額 |
|------|----|--------|--------|----|-------------|-----------|
| 8186 | 男 | | 昭和21年生 | | 平成18年12月15日 | 50万4,000円 |
| 8187 | 女 | | 昭和24年生 | | 平成18年12月15日 | 39万円 |
| 8188 | 男 | | 昭和27年生 | | 平成18年12月15日 | 42万8,000円 |
| 8189 | 男 | | 昭和38年生 | | 平成18年12月15日 | 47万5,000円 |
| 8190 | 男 | | 昭和39年生 | | 平成18年12月15日 | 45万2,000円 |
| 8191 | 男 | | 昭和39年生 | | 平成18年12月15日 | 47万1,000円 |
| 8192 | 女 | | 昭和35年生 | | 平成18年12月15日 | 35万6,000円 |
| 8193 | 男 | | 昭和31年生 | | 平成18年12月15日 | 43万3,000円 |
| 8194 | 男 | | 昭和26年生 | | 平成18年12月15日 | 45万2,000円 |
| 8195 | 女 | | 昭和39年生 | | 平成18年12月15日 | 33万3,000円 |
| 8196 | 男 | | 昭和41年生 | | 平成18年12月15日 | 42万8,000円 |
| 8197 | 男 | | 昭和47年生 | | 平成18年12月15日 | 45万2,000円 |
| 8198 | 男 | | 昭和25年生 | | 平成18年12月15日 | 46万6,000円 |
| 8199 | 女 | | 昭和32年生 | | 平成18年12月15日 | 6万2,000円 |
| 8200 | 女 | | 昭和32年生 | | 平成18年12月15日 | 6万3,000円 |
| 8201 | 女 | | 昭和30年生 | | 平成18年12月15日 | 5万9,000円 |
| 8202 | 男 | | 昭和50年生 | | 平成18年12月15日 | 35万6,000円 |
| 8203 | 男 | | 昭和48年生 | | 平成18年12月15日 | 38万5,000円 |
| 8204 | 女 | | 昭和39年生 | | 平成18年12月15日 | 34万7,000円 |
| 8205 | 男 | | 昭和50年生 | | 平成18年12月15日 | 38万5,000円 |
| 8206 | 女 | | 昭和26年生 | | 平成18年12月15日 | 5万9,000円 |
| 8207 | 女 | | 昭和33年生 | | 平成18年12月15日 | 5万9,000円 |
| 8208 | 男 | | 昭和50年生 | | 平成18年12月15日 | 39万円 |
| 8209 | 男 | | 昭和43年生 | | 平成18年12月15日 | 40万4,000円 |
| 8210 | 女 | | 昭和31年生 | | 平成18年12月15日 | 5万4,000円 |
| 8211 | 男 | | 昭和44年生 | | 平成18年12月15日 | 42万8,000円 |
| 8212 | 男 | | 昭和46年生 | | 平成18年12月15日 | 42万8,000円 |
| 8213 | 男 | | 昭和32年生 | | 平成18年12月15日 | 40万9,000円 |
| 8214 | 男 | | 昭和51年生 | | 平成18年12月15日 | 38万円 |
| 8215 | 女 | | 昭和46年生 | | 平成18年12月15日 | 6万2,000円 |
| 8216 | 女 | | 昭和34年生 | | 平成18年12月15日 | 5万2,000円 |
| 8217 | 男 | | 昭和54年生 | | 平成18年12月15日 | 36万6,000円 |
| 8218 | 男 | | 昭和41年生 | | 平成18年12月15日 | 37万1,000円 |

| 事案番号 | 氏名 | 基礎年金番号 | 生年月日 | 住所 | 申立期間 | 標準賞与額 |
|------|----|--------|--------|----|-------------|-----------|
| 8219 | 男 | | 昭和49年生 | | 平成18年12月15日 | 37万1,000円 |
| 8220 | 女 | | 昭和34年生 | | 平成18年12月15日 | 6万3,000円 |
| 8221 | 女 | | 昭和47年生 | | 平成18年12月15日 | 28万5,000円 |
| 8222 | 女 | | 昭和29年生 | | 平成18年12月15日 | 6万2,000円 |
| 8223 | 男 | | 昭和46年生 | | 平成18年12月15日 | 39万円 |
| 8224 | 男 | | 昭和45年生 | | 平成18年12月15日 | 39万円 |
| 8225 | 男 | | 昭和53年生 | | 平成18年12月15日 | 34万2,000円 |
| 8226 | 男 | | 昭和50年生 | | 平成18年12月15日 | 34万2,000円 |
| 8227 | 男 | | 昭和57年生 | | 平成18年12月15日 | 31万8,000円 |
| 8228 | 男 | | 昭和53年生 | | 平成18年12月15日 | 33万3,000円 |
| 8229 | 男 | | 昭和36年生 | | 平成18年12月15日 | 33万7,000円 |
| 8230 | 男 | | 昭和58年生 | | 平成18年12月15日 | 31万8,000円 |
| 8231 | 男 | | 昭和45年生 | | 平成18年12月15日 | 32万8,000円 |
| 8232 | 女 | | 昭和37年生 | | 平成18年12月15日 | 6万5,000円 |
| 8233 | 女 | | 昭和35年生 | | 平成18年12月15日 | 6万4,000円 |
| 8234 | 男 | | 昭和59年生 | | 平成18年12月15日 | 30万4,000円 |
| 8235 | 男 | | 昭和57年生 | | 平成18年12月15日 | 31万4,000円 |
| 8236 | 男 | | 昭和53年生 | | 平成18年12月15日 | 31万4,000円 |
| 8237 | 男 | | 昭和49年生 | | 平成18年12月15日 | 32万8,000円 |
| 8238 | 男 | | 昭和52年生 | | 平成18年12月15日 | 35万2,000円 |
| 8239 | 女 | | 昭和35年生 | | 平成18年12月15日 | 5万4,000円 |
| 8240 | 女 | | 昭和33年生 | | 平成18年12月15日 | 5万4,000円 |
| 8241 | 女 | | 昭和35年生 | | 平成18年12月15日 | 6万2,000円 |
| 8242 | 女 | | 昭和34年生 | | 平成18年12月15日 | 6万5,000円 |
| 8243 | 女 | | 昭和24年生 | | 平成18年12月15日 | 36万1,000円 |
| 8244 | 男 | | 昭和37年生 | | 平成18年12月15日 | 38万円 |
| 8245 | 女 | | 昭和46年生 | | 平成18年12月15日 | 25万2,000円 |
| 8246 | 女 | | 昭和47年生 | | 平成18年12月15日 | 27万5,000円 |
| 8247 | 女 | | 昭和22年生 | | 平成18年12月15日 | 32万8,000円 |
| 8248 | 男 | | 昭和43年生 | | 平成18年12月15日 | 36万6,000円 |
| 8249 | 男 | | 昭和47年生 | | 平成18年12月15日 | 35万6,000円 |
| 8250 | 女 | | 昭和22年生 | | 平成18年12月15日 | 6万2,000円 |
| 8251 | 女 | | 昭和23年生 | | 平成18年12月15日 | 6万3,000円 |

| 事案番号 | 氏名 | 基礎年金番号 | 生年月日 | 住所 | 申立期間 | 標準賞与額 |
|------|----|--------|--------|----|-------------|-----------|
| 8252 | 女 | | 昭和56年生 | | 平成18年12月15日 | 6万5,000円 |
| 8253 | 男 | | 昭和45年生 | | 平成18年12月15日 | 35万6,000円 |
| 8254 | 男 | | 昭和22年生 | | 平成18年12月15日 | 50万4,000円 |
| 8255 | 男 | | 昭和22年生 | | 平成18年12月15日 | 43万7,000円 |

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

| | | |
|--------|---|-----------|
| 氏名 | : | } 別添一覧表参照 |
| 基礎年金番号 | : | |
| 生年月日 | : | |
| 住所 | : | |

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社は、当該賞与について誤って届出を行っていなかった。

A社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与明細一覧表」、「社員別賞与支給一覧」及び「社員別控除一覧」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与明細一覧表」、「社員別賞与支給一覧」及び「社員別控除一覧」における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

| 事案番号 | 氏名 | 基礎年金番号 | 生年月日 | 住所 | 申立期間 | 標準賞与額 |
|------|----|--------|--------|----|--------------|------------|
| 8256 | 男 | | 昭和28年生 | | ① 平成16年6月30日 | 150万円 |
| | | | | | ② 平成18年6月30日 | 150万円 |
| 8257 | 女 | | 昭和31年生 | | ① 平成16年6月30日 | 150万円 |
| | | | | | ② 平成18年6月30日 | 150万円 |
| 8258 | 男 | | 昭和32年生 | | ① 平成16年6月30日 | 150万円 |
| | | | | | ② 平成18年6月30日 | 150万円 |
| 8259 | 男 | | 昭和34年生 | | ① 平成16年6月30日 | 142万5,000円 |
| | | | | | ② 平成18年6月30日 | 150万円 |
| 8260 | 女 | | 昭和35年生 | | ① 平成16年6月30日 | 129万2,000円 |
| | | | | | ② 平成18年6月30日 | 150万円 |
| 8261 | 男 | | 昭和34年生 | | ① 平成16年6月30日 | 132万6,000円 |
| | | | | | ② 平成18年6月30日 | 150万円 |
| 8262 | 男 | | 昭和37年生 | | ① 平成16年6月30日 | 120万6,000円 |
| | | | | | ② 平成18年6月30日 | 150万円 |
| 8263 | 男 | | 昭和39年生 | | ① 平成16年6月30日 | 114万8,000円 |
| | | | | | ② 平成18年6月30日 | 150万円 |
| 8264 | 女 | | 昭和31年生 | | ① 平成16年6月30日 | 150万円 |
| | | | | | ② 平成18年6月30日 | 150万円 |
| 8265 | 女 | | 昭和36年生 | | ① 平成16年6月30日 | 150万円 |
| | | | | | ② 平成18年6月30日 | 150万円 |
| 8266 | 男 | | 昭和25年生 | | ① 平成16年6月30日 | 150万円 |
| | | | | | ② 平成18年6月30日 | 150万円 |
| 8267 | 女 | | 昭和32年生 | | ① 平成16年6月30日 | 150万円 |
| | | | | | ② 平成18年6月30日 | 150万円 |
| 8268 | 男 | | 昭和38年生 | | 平成16年6月30日 | 140万9,000円 |
| 8269 | 女 | | 昭和33年生 | | 平成16年6月30日 | 150万円 |
| 8270 | 女 | | 昭和35年生 | | ① 平成16年6月30日 | 117万4,000円 |
| | | | | | ② 平成18年6月30日 | 150万円 |
| 8271 | 女 | | 昭和31年生 | | ① 平成16年6月30日 | 121万7,000円 |
| | | | | | ② 平成18年6月30日 | 145万1,000円 |
| 8272 | 女 | | 昭和41年生 | | ① 平成16年6月30日 | 101万円 |
| | | | | | ② 平成18年6月30日 | 150万円 |

| 事案番号 | 氏名 | 基礎年金番号 | 生年月日 | 住所 | 申立期間 | 標準賞与額 |
|------|----|--------|--------|----|--------------|------------|
| 8273 | 女 | | 昭和36年生 | | ① 平成16年6月30日 | 150万円 |
| | | | | | ② 平成18年6月30日 | 150万円 |
| 8274 | 女 | | 昭和37年生 | | ① 平成16年6月30日 | 125万円 |
| | | | | | ② 平成18年6月30日 | 150万円 |
| 8275 | 男 | | 昭和39年生 | | ① 平成16年6月30日 | 112万円 |
| | | | | | ② 平成18年6月30日 | 138万9,000円 |
| 8276 | 男 | | 昭和35年生 | | ① 平成16年6月30日 | 120万円 |
| | | | | | ② 平成18年6月30日 | 135万9,000円 |
| 8277 | 男 | | 昭和37年生 | | ① 平成16年6月30日 | 120万円 |
| | | | | | ② 平成18年6月30日 | 130万円 |
| 8278 | 男 | | 昭和34年生 | | 平成16年6月30日 | 75万円 |
| 8279 | 女 | | 昭和27年生 | | ① 平成16年6月30日 | 150万円 |
| | | | | | ② 平成18年6月30日 | 150万円 |
| 8280 | 男 | | 昭和44年生 | | 平成18年6月30日 | 121万4,000円 |
| 8281 | 女 | | 昭和36年生 | | 平成18年6月30日 | 137万円 |
| 8282 | 女 | | 昭和48年生 | | 平成18年6月30日 | 140万円 |
| 8283 | 女 | | 昭和35年生 | | 平成18年6月30日 | 145万8,000円 |
| 8284 | 女 | | 昭和47年生 | | 平成18年6月30日 | 66万円 |

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係るA社における資格喪失日は、平成6年4月20日と認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成4年12月から6年3月までの標準報酬月額については41万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月1日から6年3月ごろまで

A社に勤務した申立期間のうち、平成4年12月から5年9月までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の標準報酬月額より低い額に訂正されており、同年10月から6年3月までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。4年12月から5年9月までの期間の標準報酬月額を訂正前の標準報酬月額に戻し、同年10月から6年3月までの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成4年12月1日から5年10月31日までの期間については、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年10月31日の後の6年4月5日に、5年8月から同年9月までさかのぼって9万8,000円に減額訂正され、さらに、6年4月20日に上記処理を取り消し、4年12月から5年9月までさかのぼって9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人から提出された申立期間当時の給与明細書から、平成4年12月から5年9月までの期間において申立人が主張する標準報酬月額

(41万円)に相当する厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、A社の代表取締役は、社会保険事務所(当時)から「厚生年金保険料の滞納分について納付しなくても良い方法があるので、代表者印を持参するようと言われ、自分が^{そきゅう}遡及による標準報酬月額^{そきゅう}の減額訂正処理について必要な書類に代表者印を押した。」と供述しており、同社において機械設計の担当として勤務していた申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間のうち、平成4年12月から5年9月までの期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったと認められない。このため、当該^{そきゅう}遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の同期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録及び給与明細書から、41万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成5年10月31日から6年3月までの期間については、申立人から提出された給与明細書から、申立人が同期間にA社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年10月31日の後の6年4月5日にいったん5年10月31日とされた後、2度目の^{そきゅう}遡及訂正処理のために同記録を取り消し、再度、6年4月20日に、さかのぼって5年10月31日とする処理が行われており、同社においては、申立人のほか8名の資格喪失の記録が^{そきゅう}遡及訂正されていることが確認できる。

さらに、当該訂正処理前の記録及びA社の閉鎖事項全部証明書から、平成6年4月20日において、同社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

加えて、雇用保険の記録から、申立人は申立期間を含めて継続してA社に勤務していたことが認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において当該事務処理を行う合理的な理由は無く、申立人について平成5年10月31日に資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、^{そきゅう}遡及訂正処理日である6年4月20日であると認められる。

また、平成5年10月から6年3月までの標準報酬月額については、当

該訂正処理前の社会保険事務所の記録及び申立人から提出された給与明細書から、41万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月29日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、同期間まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された申立人の退職願から、申立人は、同社において平成4年2月29日まで勤務していたことが確認できる。

また、A社の社会保険担当者は、「申立人の退職届より、申立人の在籍期間は平成4年2月末日までであったことから、同月分の厚生年金保険料を給与から控除していたと思うが、社会保険事務所（当時）には納付していなかったと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年1月のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は、当時の担当者が既に退社しているため詳細は不明としながらも、申立人の厚生年

金保険の被保険者資格の喪失日を誤って平成4年2月29日と届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和58年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とする必要がある。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月27日から同年2月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社B支店で勤務した申立期間の加入記録が無い。申立期間も、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人がA社に継続して勤務し(昭和58年2月1日に同社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から営業譲渡を受けたD社は、書類を廃棄していて回答することが出来ないとしており、このほかに確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当

時) に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和27年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、30年1月6日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間について、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和27年11月から28年6月までは7,000円、同年7月から29年12月までは8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月1日から30年1月6日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和27年の同社のBビル開業時から学生アルバイトとして勤務し、厚生年金保険に加入したはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と生年月日が相違する同姓同名の被保険者の記録が確認できるとともに、当該被保険者資格の取得日は昭和27年11月1日、喪失日は30年1月6日と記載され、申立期間と一致する基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

また、申立人が記憶している同僚3名の厚生年金保険被保険者記録が、上記被保険者名簿で確認できるとともに、そのうちの2名が申立期間に申立人と一緒に勤務していたことを述べている。

さらに、A社は、申立人の勤務については不明としているが、申立人が記

憶している上司4名については在籍していたことを証明しており、申立人の証言と一致していることが認められる。

加えて、申立人と同姓同名の被保険者は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中には見当たらない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和27年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、30年1月6日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行っていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記未統合の記録から、昭和27年11月から28年6月までは7,000円、同年7月から29年12月までは8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成5年9月1日）及び資格取得日（6年5月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月1日から6年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和62年5月の入社時から継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、A社において昭和62年5月2日に厚生年金保険の資格を取得し、平成5年9月1日に資格を喪失後、6年5月1日に再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間も継続してA社に勤務していたことが確認でき、申立人から提出のあった平成5年及び6年の所得税の確定申告書の控えにより、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社の現在の代表者は、「給与から控除した厚生年金保険料は、後日申立人に返金したのではないか。」と供述しているが、返金していたことを裏付ける資料を保有しておらず、申立人は、「保険料の返金は受けていな

い。」と供述しており、オンライン記録から複数の従業員に照会したところ、保険料の返金の事実について供述を得ることができなかったことから、申立人は、同社の事業主から申立期間に係る厚生年金保険料の返金を受けていなかったものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の平成5年8月のオンライン記録から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から、申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が、社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 8304

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和39年4月20日）及び資格取得日（同年6月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月20日から同年6月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には継続して勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録は、昭和37年1月10日に資格を取得し、39年4月20日に資格を喪失後、同年6月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立期間当時のA社の工場長、上司及び複数の従業員は、申立人は同社の製造部門で、成形工として同社が倒産するまで継続して勤務しており、その間、雇用形態及び勤務形態に変化は無く、申立人が長期間の休みを取ったことは無いと供述しており、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社において、申立期間に申立人と同じく成形工として勤務していた5名の従業員は、同期間の厚生年金保険の被保険者記録に空白期間は無い。

さらに、上記工場長及び経理担当従業員は、「A社では、従業員は全員が正社員であり、全員を厚生年金保険に強制加入させていたので、保険料も給与から当然控除していた。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

そして、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主及び役員の連絡先が不明であり、確認することはできなかったが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりに届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る標準報酬月額、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成5年12月から6年9月までは41万円、同年10月から8年2月までは44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月4日から8年3月31日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では現場担当の制作部長として勤務し、社会保険関係の業務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると当初、平成5年12月から6年9月までは41万円、同年10月から8年2月までは44万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった8年3月31日の後の同年4月4日付けの処理で5年12月から7年9月までは8万円、同年10月から8年2月までは9万2,000円に、さかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

なお、A社の商業登記簿謄本から、申立人は申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できるが、同社の従業員及び同社の関連会社であるB社の元常務取締役は、申立人は現場の管理者として勤務しており、社会保険関係の業務には従事していなかったと供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正処理する合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったものとは認められないことから、申立人のA社における

標準報酬月額は、事業主が、当初、社会保険事務所に届け出た平成5年12月から6年9月までは41万円、同年10月から8年2月までは44万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 38 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 36 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（38 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 38 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 1 日から 6 年 10 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務していた期間のうち、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料額に見合う額と相違している。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して申立期間に係る算定基礎届の訂正届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額は、オンライン記録によると当初 36 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 12 月 15 日に 38 万円に訂正されており、同記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。このことから、年金額計算の基

礎となる申立人の標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（38万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（36万円）となっている。

しかしながら、申立人が提出しているA社の給与支給票により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の正しい届出を社会保険事務所に対して行わず、当該報酬月額に係る厚生年金保険料を社会保険事務所に納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

| | | |
|--------|---|-----------|
| 氏名 | : | } 別添一覧表参照 |
| 基礎年金番号 | : | |
| 生年月日 | : | |
| 住所 | : | |

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

A社に勤務した期間のうち、〈申立期間〉（別添一覧表参照）までの厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して当該期間に係る賞与支払届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出している申立人に係る賃金台帳及び支給控除一覧表により、申立人は、〈申立期間〉（別添一覧表参照）に、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が提出している賃金台帳及び支給控除一覧表により、〈標準賞与額〉（別添一覧表）とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を社会保険事務所に納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

| 事案番号 | 氏名 | 基礎年金番号 | 生年月日 | 住 所 | 申立期間 | 標準賞与額 |
|------|----|--------|--------|-----|---------------|-------|
| 8307 | 女 | | 昭和21年生 | | ① 平成15年7月10日 | 40万円 |
| | | | | | ② 平成15年12月10日 | 50万円 |
| | | | | | ③ 平成16年7月9日 | 50万円 |
| | | | | | ④ 平成17年12月9日 | 50万円 |
| | | | | | ⑤ 平成19年5月25日 | 20万円 |
| | | | | | ⑥ 平成19年7月10日 | 60万円 |
| 8308 | 男 | | 昭和48年生 | | ① 平成15年7月10日 | 25万円 |
| | | | | | ② 平成15年12月10日 | 35万円 |
| | | | | | ③ 平成16年7月9日 | 50万円 |
| | | | | | ④ 平成17年12月9日 | 50万円 |
| | | | | | ⑤ 平成19年5月25日 | 20万円 |
| | | | | | ⑥ 平成19年7月10日 | 80万円 |
| 8309 | 男 | | 昭和38年生 | | ① 平成16年7月9日 | 55万円 |
| | | | | | ② 平成17年12月9日 | 50万円 |
| | | | | | ③ 平成19年5月25日 | 20万円 |
| | | | | | ④ 平成19年7月10日 | 70万円 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 7 月 6 日から 36 年 4 月 16 日まで
② 昭和 37 年 4 月 4 日から同年 5 月 28 日まで
③ 昭和 38 年 6 月 1 日から同年 9 月 20 日まで
④ 昭和 38 年 9 月 20 日から 41 年 2 月 28 日まで

65 歳のときに年金の受給手続を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 5 か月後の昭和 42 年 7 月 20 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い上、支給されたとする額は、法定支給額と 1,286 円相違している。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、5 回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和54年7月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月31日から同年8月6日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和49年3月22日より現在まで継続して勤務しているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が管理する発令履歴情報（人事記録）から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社D事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は昭和54年7月25日に転勤辞令を受け、引き継ぎ等を行った後の同年7月31日にC事業所に赴任したと供述していることから、同年7月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和54年8月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事務所における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月16日から同年4月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に組織の変更等はあったが、退職するなどはしたことがないので、当該期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が提出した在籍証明書等から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和38年3月16日にA社B事務所から、同社C事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録では、A社C事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和38年4月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

このことについて、A社は、同社C事業所の厚生年金保険の適用事業所の申請が遅れたため、本来ならば同社B事業所における資格喪失日を昭和38年4月1日とすべきところを同年3月16日に行ったとしている。

これらのことから、申立人は、申立期間について、A社B事業所において厚生年金保険の被保険者資格を有していたものと認めることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和38年2月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当で

ある。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った届出を行ったことを認めており、事業主が昭和38年3月16日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月1日から37年12月26日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の受給資格について相談に行ったとき、私が働いた期間が脱退手当金を支給済みとの記録になっていることを知りました。受給した覚えは無いので申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年11か月後の昭和39年12月25日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間前後2回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人は、3回の被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、支給日より近い被保険者期間及び最初の被保険者期間を失念することは考え難い。

さらに、未請求となっている2回の被保険者期間のうち、申立期間後の期間は申立期間と同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上、不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、平成3年4月1日から5年10月1日までの期間に係る標準報酬月額に係る記録を、3年4月から同年6月までについては41万円、同年7月から5年9月までについては53万円に訂正することが必要である。

また、平成5年10月1日から8年8月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を5年10月から6年10月までの期間は53万円に、同年11月から8年7月までの期間は59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成5年10月から8年7月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から8年7月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与に比べて過少であることが分かった。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成3年4月から5年3月までの期間については、オンライン記録では、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額は、当初、3年4月から同年6月までは41万円、同年7月から5年9月までは53万円と記録されていたところ、同年4月27日付けで、3年4月1日にさかのぼって8万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録から、A社において被保険者となっている5人についても、申立人と同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。こ

のことについて、同社の当時の代表取締役は、経営状況の悪化により厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納したため、社会保険事務所の担当者から、滞納額を解消する方法として役員の標準報酬月額を引き下げる方法を提案され、それに同意して当該訂正処理を行った旨供述している。

なお、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人は申立期間に取締役であることが確認できるが、当時の複数の取締役は、「申立人は、技術担当役員であり、経理業務等には関与していない。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成5年4月27日付けで行われた訂正処理は事実即したものと考えるが、社会保険事務所において標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正とは認められない。このため、当該訂正処理の結果として記録されている、申立人の3年4月から5年9月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、3年4月から同年6月までについては41万円、同年7月から5年9月までについては53万円に訂正することが必要である。

なお、当該訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）で8万円と記録されているところ、当該処理については訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

- 2 申立期間のうち、平成5年10月1日から8年8月1日までの期間について、オンライン記録の申立人の標準報酬月額は、5年10月から6年9月までは8万円、同年10月から8年7月までは9万8,000円と記録されており、遡及訂正等の不合理な処理は確認できない。

しかしながら、申立人が提出した預金通帳から、平成5年6月から7年7月までの給与振込額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認でき、当時の代表取締役は、給与は従前のままで減給はなかった旨供述している。

また、申立人と同様に標準報酬月額を減額処理された同僚の給与明細書によると、オンライン記録で確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に相当する保険料が控除されており、実際の報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人についても同様の処理がなされたと考えられ、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記同僚の給与明細書から判断して、平成5年10月から6年10月までの期間を53万円、同年11月から8年7月までの期間を59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

では、事業主は不明としているが、上記同僚の給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が全期間にわたり一致していないことが確認できる。このことから、申立人についても同様に、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成8年7月から同年11月までは32万円、同年12月から9年11月までは26万円、同年12月から10年12月までは30万円、11年1月から同年9月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月1日から11年10月1日まで

ねんきん定期便によれば、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与に見合う標準報酬月額よりも低く記録されていることが判明した。源泉徴収票及び給与振込額が記録された普通預金元帳を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、平成8年7月から同年11月までは申立人から提出された8年分給与所得の源泉徴収票において確認できる保険料控除額から32万円、同年12月から9年11月までは申立人から提出された普通預金元帳に記録されている給与振込額並びに8年分及び10年

分給与所得の源泉徴収票から 26 万円、同年 12 月から 10 年 10 月までは 10 年分給与所得の源泉徴収票において確認できる報酬額及び保険料控除額から 30 万円、同年 11 月及び同年 12 月は A 社の同僚が保管している給与一覧表において確認できる保険料控除額から 30 万円、11 年 1 月から同年 9 月までは 11 年分給与所得の源泉徴収票において確認できる保険料控除額から 34 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から供述が得られず厚生年金保険料を納付したか否かについては不明であるが、上記の給与一覧表において確認できる 20 人の従業員の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録にある標準報酬月額を比較すると、オンライン記録の標準報酬月額が低く記録されていることから、事業主は、上記の給与一覧表等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成9年6月27日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、平成9年4月及び5月の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月30日から同年7月1日まで

ねんきん特別便によれば、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが判明した。しかし、同社には平成9年6月30日まで勤務しているため、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出されたA社の給与支給明細書により、申立人が申立期間に同社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録では、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年5月31日より後の同年6月27日付けで、さかのぼって同年4月30日と記録されていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後に、申立人の資格喪失に係る処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の同社における資格喪失日は、当該処理の行われた平成9年6月27日に訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち平成9年4月及び5月の標準報酬月額については、同年3月のA社におけるオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち平成9年6月27日から同年7月1日までの期間については、A社は、同年5月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなってお

り、当該期間においては、適用事業所でないことが確認できる。

また、同僚の一人は、A社における厚生年金保険料控除は、翌月控除であったと供述しているところ、申立人から提出された平成9年7月分の給与支給明細書では、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間のうち、平成9年6月27日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A学園における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和47年3月1日）及び資格取得日（48年1月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を47年3月から同年6月までは5万2,000円、同年7月から同年12月までは5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月1日から48年1月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、A学園に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同学園に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A学園に係る厚生年金保険被保険者記録では、同学園において昭和47年2月1日に被保険者資格を取得し、同年3月1日に資格を喪失後、48年1月1日に同学園において再度資格を取得しており、47年3月から同年12月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A学園から提出された在籍証明書及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において同学園に継続して勤務していたことが認められる。

また、B学園（A学園を含む。）の学長は、社会保険事務所（当時）に対して、申立人が申立期間当時、自分と同様に理事の立場にあり、一時退職や休職は無かったことを証明し、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求める文書を提出している。

さらに、申立人と同様に理事等の立場にあった二人の同僚は、申立人は退職するまで同学園に継続して勤務しており、申立期間における業務内容及び勤務

形態の変更は無かったとしている。

加えて、厚生年金保険の記録では、申立期間当時、理事等の立場にあった同僚4名は、いずれも申立期間においてA学園での厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人及び同僚に係る申立期間前後の社会保険事務所の記録では、標準報酬月額が昭和47年7月に改定されていることから、同年3月から同年6月までは同年2月の記録から5万2,000円、同年7月から同年12月までは48年1月の記録から5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年3月から同年12月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和45年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とする必要がある。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月21日から同年2月1日まで
ねんきん特別便で確認したところ、申立期間の加入記録が無いことが判明した。しかし、当該期間にA社B事業部から同社本社に異動はあったが、継続して勤務していたので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が保管していた人事記録カード並びにA社から提出された在籍証明書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年1月21日に同社B事業部から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成6年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月1日から同年8月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。しかし、同社には申立期間も勤務しており、給料支払明細書では厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された給料支払明細書により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間に係る給料支払明細書の保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が見当たらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和27年7月1日から28年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A協会B支局における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和27年7月1日）及び資格取得日（28年1月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、昭和28年2月16日から同年5月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A協会C支局の資格取得日に係る記録を同年2月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和27年7月1日から28年1月1日まで
② 昭和28年2月16日から同年5月20日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A協会に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①には、同協会がD方面に進出したので各地に出張しており、申立期間②には、同協会での労働争議を機に、全従業員の籍が同協会C支局に移されたが、継続して勤務していたので、申立期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 昭和27年7月1日から28年1月1日までの期間について、申立人は、「昭和27年当時、A協会がD地区に進出することになったので、同協会の責任者として、同協会の本部機能を有していたB支局に籍を置いたままD各地を

回って営業を行っていた。その間、休職や一次退職は無かった。」と供述しており、同協会B支局の複数の元同僚も「申立人は、責任者としてB支局に継続して勤務していた。」と供述していることから、申立人は当該期間も業務内容や勤務形態に変化が無く同協会B支局に継続して勤務していたと認められる。

また、申立人は、「給与は、支局分を含めて本部が一括して計算し支払っており、当該期間も厚生年金保険料が控除されていた。」と供述しており、申立人と同様に、当該期間の加入記録が欠落している元従業員も、「給与はずっと本部から支払われていて、支給額に変化がなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和27年6月及び28年1月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失及び取得の届出が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考えられないことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年7月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 昭和28年2月16日から同年5月20日までの期間について、申立人は、「昭和28年2月15日にA協会の本部が置かれていたB支局が労働争議により閉鎖されたため、本部をC支局に移すこととなり、B支局に籍のあった従業員は全員、C支局に移り、当該期間も継続して勤務していた。」と供述しており、複数の元同僚も、「申立人は、当該期間も同協会の責任者として同協会C支局に継続して勤務し、営業の指導をしていた。」と供述している。

また、申立人は、「当該期間も給与は本部で計算して支給しており、保険料が控除されていた。」と供述しており、当該期間当時、同協会での厚生年金保険加入記録が欠落している複数の元同僚も「当該期間も給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和28年5月の社会保険事

務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A協会の当時の給与、社会保険事務担当者が既に死亡しているため照会できず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月1日から63年9月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低い。給与支給明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、誤って16万円として社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月30日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成5年6月30日まで勤務していたので、資格喪失日を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社からの回答により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、A社は、従業員を、厚生年金保険、健康保険組合及び厚生年金基金に一体として加入させているとしており、申立人の健康保険組合及び厚生年金基金における資格喪失日は平成5年7月1日と記録されている。

ところで、A社によると、同社では、社会保険の届出手続は届出内容を複写式の用紙に記入し、これを健康保険組合に一括して送付することにより、同組合が社会保険事務所（当時）及び厚生年金基金に回送する方法により行われていた。同手続方法を踏まえ、同社、健康保険組合及び厚生年金基金の回答並びに同社から提出された資格喪失日が平成5年7月1日に訂正された申立人に係る厚生年金基金加入員資格喪失確認通知書から判断すると、申立人の資格喪失日については、当初、同年6月30日と誤って記載された複写式の届出書が健康保険組合に送付され、同組合は同届出書を社会保険事務所及び厚生年金基金に回送した後に資格喪失日の誤りに気付き、厚生年金基金には訂正の連絡が

行われたことにより同基金における申立人の資格喪失日は同年7月1日に訂正されたものの、A社から社会保険事務所へは申立人の資格喪失日を同年7月1日に訂正する届出が行われなかったものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年5月のオンライン記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社及び健康保険組合は、同社又は同組合が申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る届出を、社会保険事務所に平成5年7月1日として届け出なかったものと考えられるとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成4年2月から同年9月までの期間は36万円、同年10月から5年3月までの期間は38万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成4年4月1日から同年10月1日までの期間については、申立人は、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額（36万円）を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、平成4年4月から同年9月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないとい認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から5年4月7日まで

ねんきん特別便を見て、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。給与支給明細書を提出するので、申立期間に係る標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は平成4年2月から同年9月までの期間は36万円、同年10月から5年3月までの期間は38万円と記録されていたところ、申立人が被保険者資格を喪失した日（平成5年4月7日）の後の6年3月4日付けで、申立人を含む12人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、定時決定された部分を越え、4年2月から5年3月までの期間について8万円へと訂正されていることが確認できるが、申立人を含む複数の被保険者の厚生年金保険被保険者報酬

月額算定基礎届を2年1か月分もさかのぼって提出することは通常考え難い。

また、申立てに係る事業所の当時の代表取締役は、「申立期間当時は経営状態が悪く、社会保険料を滞納していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成6年3月4日付けでさかのぼって行われた訂正処理は事実に即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該^{そきゅう}遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、申立人の4年2月から5年3月までの期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、4年2月から同年9月までの期間は36万円、同年10月から5年3月までの期間は38万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成4年4月1日から同年10月1日までの期間については、申立人から提出のあった給与支給明細書から、申立人は、その主張する標準報酬月額(38万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成4年4月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額については、給与支給明細書の保険料控除額から、38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額47万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から5年5月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社では、システムエンジニアとして従事しており、自身が取締役であったことは同社倒産後に知ったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年11月から5年4月までの期間は47万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年5月31日）の後の同年12月6日に、標準報酬月額の記録がさかのぼって8万円へと減額訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、申立人は、A社の閉鎖事項証明書によると、平成3年11月25日の時点において同社の取締役を重任したことが確認できる。

しかしながら、当時の代表取締役とは連絡が取れないものの、他の役員及び従業員は、「申立人は、技術職のシステムエンジニアだった。」と供述していることに加え、「同社が申立期間当時に社会保険料を滞納しており、社会保険事務の手續については代表取締役が一人で行っていたので、その他の役員及び従業員は誰一人知り得る立場になかった。」と供述していることを踏まえると、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た47万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成9年12月16日とされ、当該期間のうち、9年12月16日から10年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を9年12月16日とし、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月16日から10年1月1日まで

平成9年12月16日にA社に入社したが、事業主の届出の誤りにより、厚生年金保険に10年1月1日から加入したことになる。同社は社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったが、保険料の納付の時効により、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間と記録されているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された給与台帳及び回答書により、申立人は、同社に平成9年12月16日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与台帳の厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年11月2日に、社会保険事務所に対して訂正

の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る9年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成7年11月14日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成7年9月及び同年10月の標準報酬月額を32万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月26日から同年12月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。申立期間後にA社の関連会社であるB社（現在は、C社）に異動したが、申立期間にはA社に継続して勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人はA社に平成4年4月18日から7年11月13日まで勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は平成7年10月の標準報酬月額の定時決定の記録があるにもかかわらず、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年9月26日以降の同年11月28日に、さかのぼって申立人の定時決定の記録が取り消されるとともに、申立人の被保険者資格が同年9月26日に喪失した旨の処理が行われている。なお、オンライン記録によると、A社の従業員6人について、申立人と同様の処理が行われている。

また、A社の商業登記簿謄本により、同社は平成9年1月*日に破産宣告していることが確認できることから、同社は、上記の厚生年金保険の適用事業所でなくなった7年9月26日において、法人として適用事業所の要件をみたしていたと認められる。

これらのことから、A社を平成7年9月26日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格を平成7年9月26日付けで喪失させる合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人の雇用保険の記録における離職日の翌日である同年11月14日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年8月のオンライン記録及び申立人から提出された同年10月の給与明細票に記載の同年9月分の厚生年金保険料額から判断して、32万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成7年11月14日から同年12月1日までについては、A社の社会保険事務に関与していた者の供述により、申立人は、同期間にA社において継続して勤務していたものと認められる。

しかしながら、A社は、当該期間の厚生年金保険料について、同社が倒産した際に申立期間当時の書類を廃棄しており、控除の有無については不明であるとしている。

また、申立人から提出された平成8年度市民税都民税特別徴収税額通知書に記載されている平成7年の社会保険料額と、オンライン記録を基に試算した申立人の同年1月から8月の社会保険料額に申立人が提出している同年10月の給与明細票に記載の同年9月分の社会保険料額を合計したものを比較すると、同通知書に記載の社会保険料額が4万5,350円多く、この差額は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる当時の同年7月から同年9月までの期間の1か月分の社会保険料額とほぼ一致している。これらのことから判断すると、同差額は申立人の同年10月分の社会保険料額と認められ、申立人は7年10月分までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは認められるが、同年11月分の厚生年金保険料については給与から控除されていなかったと考えることが妥当である。

このほか、申立人の申立期間のうち、平成7年11月14日から同年12月1日までについては、同期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、平成7年11月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格喪失日は昭和57年9月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、22万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月1日から同年9月1日まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の同事業所の給与明細書があり、同期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人の同事業所における厚生年金保険被保険者資格は、昭和57年8月23日に標準報酬月額の算定処理が行われているにもかかわらず、同年9月16日付けで、同年2月1日にさかのぼって資格喪失する処理が行われていることが確認できる。また、同事業所においては、申立人のほか19名の従業員についても、同日付で同様の処理が行われていることが確認できる。なお、申立人の給与明細書等により、申立人は申立期間の給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、A事業所の複数の従業員は、「申立期間当時、同事業所は経営難で給料の遅配や社会保険料の滞納があった。」と供述しており、当時の総務担当者は、「社会保険事務所（当時）から社会保険料の納付について督促があり、その対応として、従業員の厚生年金保険の記録をさかのぼって訂正処理したと、当時の社会保険事務担当者から聞いている。」と供述している。

さらに、複数の従業員は「申立人はB職として勤務しており、社会保険事務に関与していなかった。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の資格喪失に係る処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものと認められず、申立人の申立期間に係るA事業所における資格

喪失日は、申立人が昭和 57 年 9 月 1 日に同事業所で厚生年金保険被保険者資格を再取得していることから判断して、同年 9 月 1 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、資格喪失時の昭和 57 年 1 月の記録から、22 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA協会B検査所における資格取得日は昭和24年2月1日、資格喪失日は25年5月15日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和24年2月及び同年3月は4,200円に、同年4月から同年8月までは4,500円に、同年9月から25年4月までは3,500円にすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和20年4月1日から23年12月1日まで
② 昭和23年12月1日から25年6月1日まで

C事務所及びD事務所（現在は、E事務所）に勤務した申立期間①及びA協会B検査所に勤務した申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人はA協会B検査所に戸籍上の名である「F」ではなく、通称の「F子」で勤務していたと供述しているところ、同協会は、この申立人しか知りえない「F子」名の人事記録を保存しており、同人事記録から、申立人は同協会同検査所に昭和24年1月17日から25年5月15日まで勤務していたことが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳及びA協会B検査所の厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と姓及び生年月日が同じで、かつ申立人の上記の通称名と同名の者の記録が、昭和24年2月1日から25年5月15日まで未統合となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、厚生年金保険被保険者台帳及びA協会B検査所の厚生年金保険事業所別被保険者名簿において未統合となっている上記の記録は申立人の記録であると認められ、A協会B検査所の事業主は、申立人が、同協会同検査所において昭和24年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を

取得し、25年5月15日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に届け出たことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、昭和24年2月及び同年3月は4,200円に、同年4月から同年8月までは4,500円に、同年9月から25年4月までは3,500円にすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和23年12月1日から24年2月1日までの期間については、オンライン記録によりA協会B検査所が厚生年金保険の適用事業所となったのは24年2月1日であることが確認できることから、申立期間②のうち、同年1月31日以前の期間については、同協会同検査所は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A協会に、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の控除について照会したが、同協会は、「申立人の保険料控除については不明である。」と回答している。

このほか、申立期間②のうち、昭和23年12月1日から24年2月1日までの期間における申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

他方、申立期間②のうち、昭和25年5月15日から同年6月1日までの期間については、A協会から提出された申立人に係る人事記録に、申立人は25年5月15日に「願に依りB検査所雇員を免ずる」と記載されていることから、申立人は同日に同協会B検査所を退職したことが確認できる。

さらに、申立人に係る当該期間の勤務状況をA協会に照会したが、同協会は不明であるとしており、申立人が当該期間に同協会同検査所に勤務していたことを確認できない。

加えて、上記のA協会B検査所に係る厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険事業所別被保険者名簿において未統合とされている申立人の通称名の資格喪失日の記録（昭和25年5月15日）は、同協会から提出された申立人の人事記録に記載されている申立人の退職日と一致している。

このほか、申立人の申立期間②のうち、昭和25年5月15日から同年6月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②のうち、昭和23年12月1日から24年2月1日までの期間及び25年5月15日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①については、E事務所から提出された申立人に係る人事記録により、申立人がC事務所及びD事務所に、昭和20年6月30日から23年9月15

日まで勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、C事務所及びD事務所は、申立期間①において厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、E事務所から提出された申立人に係る人事記録により、申立人は昭和20年6月30日から22年11月23日までは技術員、同年11月24日から23年9月15日までは事務員であったことが確認できるが、同事務所は、申立期間①当時、官吏(技官など官のつく職名の職員)には恩給法が適用されていたが、申立人は雇用人(技術員など官のつかない職名の職員)であり、雇用人は24年9月30日まで厚生年金保険に加入させていなかったと回答している。

さらに、G共済組合本部に照会したところ、申立人のような非現業の雇用人に年金制度が適用されるのは昭和24年10月1日からであり(H共済制度)、それ以前には対象とされる年金制度は無いとの回答であった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和55年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月21日から56年1月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間は、グループ会社のB社からA社に異動したが厚生年金保険料は控除されているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の控え、A社の在職証明書及び同社事業主の回答から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和55年12月21日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和56年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人のA社における資格取得日を昭和55年12月21日として社会保険事務所に届け出るべきところを誤って56年1月1日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における資格喪失日に係る記録を昭和59年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年1月1日から同年2月1日まで
② 昭和59年3月27日から同年4月1日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、A法人に勤務した期間のうち、申立期間①については、標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額と相違し、申立期間②については、加入記録が無い。申立期間①の標準報酬月額の記録を訂正し、申立期間②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A法人の給与台帳の記載から、申立人は、申立期間①において、その主張する標準報酬月額（11万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よ

り高い保険料額を誤って申立人の給与から控除したこと、また、当該保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、A法人の給与台帳の記載、雇用保険の加入記録及び源泉徴収票に記載されている退職日から、申立人は、同期間において同法人に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和59年3月の給与台帳における保険料控除額及び給与総額から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は社会保険事務所に対して申立人の資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和59年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの期間、49 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 49 年 7 月から 52 年 9 月までの国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 49 年 7 月から 52 年 9 月まで

私は、昭和 47 年 11 月に結婚をするために転居し、国民年金の住所変更のしるしをし、私が自宅に届いた納付書で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付金額の記憶が曖昧である。

また、申立人は 3 か月ごとに納付書により保険料を納付していたと説明しているが、申立人が会社を退職した昭和 47 年 10 月から申立期間③の終期までの 60 か月中、申立期間は 3 回合計 45 か月に及んでおり、これだけの期間において、行政側が納付書による収納事務処理を誤ることも考えにくいなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から41年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から41年9月まで

私は、国民年金制度が始まって1年くらい経ったころ、隣人と同制度の話をし、集金人が自宅に来てくれるということもあって、昭和37年6月ごろ、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付をしてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和37年6月ごろに国民年金に加入し、隣人も同じころに加入したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、夫の会社退職の翌月の41年11月に夫と連番で払い出されており、申立期間は、厚生年金保険被保険者の配偶者として国民年金の任意加入適用期間となることから、制度上、さかのぼって保険料を納付できないこと、37年の同時期に国民年金に加入したとする隣人は、申立期間終期の41年9月に手帳記号番号が払い出されていることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 43 年 8 月まで

私は、婚姻した翌年の長女がお腹にいた時期に、県営住宅に訪ねてきた女性から、国民年金の加入勧奨を受け、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、第 1 回特例納付実施期間中の昭和 46 年 8 月に払い出されており、申立人の所持する領収書により、申立人は、申立期間直後の 43 年 9 月から 44 年 12 月までの期間の保険料を第 1 回特例納付で納付し、45 年 1 月から 46 年 3 月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認できるが、申立人は、当該納付時点で、特例納付等をしなければ、60 歳到達時まで保険料を納付したとしても、年金の受給資格期間（300 月）を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数分（31 月）を納付したと考えられるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間当時、他に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 11 月から 56 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月から 56 年 10 月まで

私の妻は、昭和 52 年 10 月に私が会社を退職した後、私の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付していた。申立期間が未加入とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたとする妻及び申立人は、納付額の記憶が曖昧であり、申立期間当時所持していたとする国民年金手帳の表紙の色は、当時交付されていた国民年金手帳の表紙の色と相違するなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成元年 9 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年11月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年11月まで

私は、昭和50年12月に国民年金に任意加入後、未納期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した。納付した保険料を還付されたこともない。申立期間が未加入とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和50年12月に国民年金手帳の記号番号が払い出され、同年同月まで実施されていた第2回特例納付において、国民年金保険料を特例納付するとともに、申立人が所持する領収書により、申立期間の過半の保険料を51年3月に納付したことが確認できる。一方、申立人の夫は申立期間当時厚生年金保険に加入しているため、申立期間はさかのぼって任意加入することができない期間であることから、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、本来、保険料をさかのぼって納付することはできないものと考えられる。また、還付・充当、死亡一時金等リストには、51年7月に誤納を理由として還付決議された旨記載されており、記載された還付金額は申立期間の保険料額と一致することも踏まえると、誤って申立期間を強制加入期間として国民年金の加入手続が行われ、本来納付できない申立期間の保険料を収納したことが51年7月ごろに判明し、収納された保険料相当額の還付手続が行われたものと考えられ、これら還付手続等に不合理な点は見当たらず、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料が還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間、41年10月から42年3月までの期間及び42年7月から45年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和41年10月から42年3月まで
③ 昭和42年7月から45年6月まで

私がレコード会社専属のバンドマスターをしていた作曲家の自宅に住み込み、歌の勉強をしていた申立期間①当時、私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれたと思う。また、作曲家の自宅に住み込みながら、歌手として働くようになった昭和39年ごろから、46年1月に婚姻し引退するまで、作曲家の妻は、保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び作曲家の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間①の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができなるとともに、申立期間②及び③の保険料を納付していたとする作曲家の妻から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、国民年金の加入手続き及び納付状況の詳細が不明である。

また、申立人は、申立期間①当時、母親が居住していた県には、居住しておらず、母親が当該県で申立人の保険料を納付することは困難と考えられるとともに、昭和39年5月ごろ払い出された申立人の1つ目の国民年金手帳の記号番号の払出簿には、申立期間③中の44年に不在処理された旨が記載されていることから、当時区の集金人の訪問や納付書の送達はされていなかった

と考えられ、2つ目の手帳記号番号が払い出された45年4月時点では、申立期間③の一部は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、作曲家の妻は、申立期間②及び③の保険料が未納となっているなど、申立人の母親及び作曲家の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の1つ目の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点では、申立期間①の一部は時効により保険料が納付できない期間であり、当時、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7194

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 8 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月から同年 12 月まで

私の夫は、昭和 53 年 11 月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間が未加入で、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、オンライン記録では、昭和 54 年 10 月に国民年金の資格を喪失したと記録されており、59 年 8 月に厚生年金の資格を喪失した申立期間当初に再加入手続を行った形跡が見当たらない。また、申立人の妻及び長女から納付状況等を聴取したが、申立期間当初の再加入手続の状況及び納付状況の詳細が不明であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 8 月から 42 年 3 月までの期間及び 42 年 9 月から 44 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月から 42 年 3 月まで
② 昭和 42 年 9 月から 44 年 3 月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 44 年 8 月時点では、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7201

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から平成 10 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から平成 10 年 3 月まで
私は、毎年 3 月に当時居住していた区の区役所や事務所で免除申請手続きを行っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、申立期間中に免除決定通知書を受けとったことは無く、年に 4 回納付書が送付されてきたと説明している。また、申立人が毎年免除申請したとする 3 月時点では、申立期間当時の制度上、該当年度の大部分及び翌年度の保険料を免除申請することができないなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月及び46年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月及び46年1月

私は、昭和46年2月に国民年金に任意加入した時に、私の2か月分の国民年金保険料が未納となっていることを教えられ、当該保険料をさかのぼって納付したはずである。申立期間が国民年金に未加入とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の妻は、国民年金の加入^{あいまい}手続の状況及び保険料の納付額の記憶が曖昧であり、申立人の妻がさかのぼって納付したとする保険料の月数(2か月)は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年4月の直前の納付済みとされている期間(51年2月及び同年3月)の月数と一致する。また、申立人の妻は、申立期間が未加入期間となっているなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年4月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から46年12月まで
私の妻は、昭和40年4月から夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻及び申立人は、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付額等の記憶が曖昧であるなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7204

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 48 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 48 年 9 月まで
私の妻は、昭和 43 年 5 月に結婚してから、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻及び申立人は、国民年金の加入手続の状況、保険料の納付方法及び納付額等の記憶が曖昧であり、申立期間当初の昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月まで居住していたとする区において、保険料を納付した際に、国民年金手帳ではなく、往復はがきぐらいの大きさの紙に領収印を押してもらったとする納付方法及び納付したとする金額は、当該区で実施されていた印紙検認による納付方法及び当時の保険料額と相違する。また、申立人の妻は、厚生年金保険加入期間を除き申立期間の保険料が未納となっているなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から43年3月まで

私の国民年金は、昭和47年に妻が夫婦一緒に区の事務所で加入手続きをした際、夫婦ともこのままでは60歳まで国民年金保険料を納付しても25年にならないので年金がもらえないと職員に言われ、妻がさかのぼって保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、妻が国民年金に加入した際にさかのぼって納付したとする夫婦二人分の金額は、第1回特例納付及び過年度納付により納付済みとなっている期間の保険料額と申立期間の保険料額の合計金額と大きく相違する。

また、申立人は、第1回特例納付等を行ったことにより60歳到達時まで保険料を納付すれば年金受給資格期間を1か月超える納付月数となることから、申立人は、受給資格期間を満たすために必要な納付月数を考慮して特例納付等を行ったものと考えられるなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から52年6月まで

私は、区報で国民年金保険料の特例納付の制度を知り、40数万円の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和54年8月時点は、第3回特例納付実施期間中であり、附則第4条納付者リストに36年4月から41年9月までの保険料を特例納付したことを示す記載は確認できるが、申立期間の保険料の特例納付に係る記載は無い。

また、申立人が特例納付したとする金額は、特例納付済みの期間の保険料額と申立期間の保険料額の合計額と大きく相違する上、申立人は特例納付した期間の記憶は曖昧である。

さらに、申立人は、特例納付を行ったことにより60歳到達時まで保険料を納付すれば年金の受給資格期間を満たすことが可能となり、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付をしたと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を特例納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から同年6月まで

私は、会社退職後は国民年金保険料を納付しなければならないと両親や兄弟に言われ、申立期間の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金の加入及び喪失手続、保険料の納付方法等に関する申立人の記憶は曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年10月時点では、申立期間は未加入期間とされており、保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年3月までの期間、47年1月から同年3月までの期間及び48年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から42年3月まで
② 昭和47年1月から同年3月まで
③ 昭和48年4月から51年3月まで

私は、昭和36年に市役所から係員が来て、夫婦同時に国民年金の加入手続をした。しばらく保険料を納付していなかったが、その後は夫が夫婦二人分の保険料を納めていた。申立期間①及び③は夫が納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされている。また、申立期間②は前後の期間が納付済みとなっているのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、夫婦の保険料を納付していたとする夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

申立期間①については、申立人の夫は、特殊台帳により当該期間の保険料を第1回特例納付により納付していることが確認できるが、申立人の特殊台帳には、当該期間の保険料を特例納付した旨の記載は無い。これについては、夫は、特例納付時点で当該特例納付をしなければ、60歳まで保険料を納付したとしても、年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために特例納付をしたものと考えられるが、申立人は、この時点で、特例納付をしなくても、60歳到達時まで保険料を納付すれば、受給資格期間を満たすことができたと考えられることなど当該期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間②については、当該期間の保険料は、夫も未納であり、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間③については、特殊台帳及びオンライン記録により、昭和54年7月に申立人は39か月の保険料を、夫は3か月分の保険料をそれぞれ第3回特例納付により納付していることが確認でき、当該特例納付時点で、60歳到達時まで保険料を納付した場合、納付月数が申立人は37か月、夫は1か月、年金の受給資格期間に不足していたことから、夫婦は、受給資格を満たすために必要な納付月数を考慮して特例納付をしたと考えられるなど、申立人の夫が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 7 月まで

私は、区役所支所で国民年金に加入し、定期的に国民年金保険料を納付していた。また、私は結婚後は専業主婦であったが、「ねんきん特別便」に共済組合の加入月数が記載されており、記録に誤りがある。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の所持する国民年金手帳から、申立人は、申立期間直後の昭和 42 年 8 月に国民年金に任意加入していることが確認でき、任意加入の場合には、制度上、加入前の保険料をさかのぼって納付することができず、申立期間の保険料を納付することができない上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人に送付されたねんきん特別便の「共済組合等加入月数」欄に加入月数が記載されていることをもって、申立人の年金記録に誤りがあり、申立期間の保険料が納付されたものと主張しているが、当該欄は、申立人の夫が共済組合に加入していたことから、申立人が国民年金に任意加入しなかった期間が合算対象期間となりその期間が記載されたものであり、保険料が納付された期間が記載されたものではないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年11月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月から52年6月まで

私は、転居した昭和53年10月ごろ、国民健康保険とともに国民年金に加入した。その際に市役所職員から、国民年金保険料は2年さかのぼって納付できると説明を受けたことから、2年分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、さかのぼって納付したとする保険料額についての記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和54年9月ごろに払い出されていることが確認でき、申立人が2年分の保険料をさかのぼって納付したと説明していることについては、申立人は、当該払出後の同年10月に時効となっていなかった52年7月以降の保険料をさかのぼって納付していることが特殊台帳から確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、上記手帳記号番号の払出時点では、申立期間は特例納付による場合を除き、時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、現在所持する年金手帳の前に別の手帳を所持していた記憶は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 49 年に国民年金に任意加入し、申立期間の保険料を納付していた。資格喪失の手続をしていないのに、申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の所持する国民年金手帳、特殊台帳及びオンライン記録から、申立人は、昭和58年8月25日に任意加入被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立期間は未加入期間であることから納付書は発行されず、保険料を納付することができなかったと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 9 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月から 51 年 3 月まで

私の母は、私が実家で家業に従事していた間、私の国民年金保険料を納付してくれたはずであり、一緒に仕事をしていた兄の保険料は納付済みとなっている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付してくれていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、母親が兄の分と一緒に納付してくれていたはずであると主張しているが、申立人の兄は、自身が母親の分と一緒に保険料を納付していたと証言しており、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立人が申立期間当時から居住している区において昭和 52 年 11 月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち 50 年 9 月以前の保険料は時効により納付することができず、申立人は、申立期間当時、自身の年金手帳を所持又は見た記憶は無いとしているなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から同年9月まで

私は、昭和52年1月から60歳になるまで国民年金保険料を納付してきた。また、申立期間の保険料を還付されたこともない。申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

還付・充当・死亡一時金等リストには、申立期間の保険料の還付期間、還付金額、還付決議日及び還付理由が明確に記載されており、特殊台帳に記載されている還付期間、還付金額及び還付決議日とも一致し、還付決定された昭和56年3月時点では、申立期間の保険料を充当できる期間が無いなど、当該記載内容に不合理な点は見当たらない。また、申立期間の保険料が未納となっているところ、申立期間が未還付や誤還付により納付されたままとなっている事情も確認できず、申立人に対して保険料が還付されたことを疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から51年3月まで

私は、昭和46年10月に会社を退職した後、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付方法、納付時期、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年5月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月まで

私は、昭和 36 年から 38 年ごろに、区役所で国民年金の加入手続きを行い、区の出張所で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付方法の記憶が曖昧であり、納付したとする金額は当時の保険料額と相違している。

また、昭和38年6月に申立人に対して払い出された一つ目の国民年金手帳の記号番号の払出簿には、申立期間中に不在処理された旨が記載されていることから、申立期間当時、区の集金人の訪問や納付書の送達はされていなかったと考えられる。

さらに、申立人に対して昭和44年11月に二つ目の手帳記号番号が払い出されているものの、申立人が所持する領収証書には、48年6月及び同年7月に、申立期間直後の昭和47年度の保険料を過年度納付した旨記載されており、当該納付時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7231

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から平成 2 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から平成 2 年 5 月まで

私の妻か私は、昭和 60 年 10 月から私が 60 歳になるまで、私の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻及び申立人が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付方法、納付場所、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立人の妻から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。また、平成 4 年 6 月に申立人と連番で国民年金手帳の記号番号が払い出されている申立人の妻は、申立期間の保険料が未納となっているなど、申立人の妻及び申立人が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 46 年 4 月に会社を退職後、社会保険事務所（当時）で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が国民年金への切替手続きを行ったとする社会保険事務所は、当該手続きを取り扱っておらず、印紙により保険料を納付したとする方法及び納付したとする保険料の金額は、申立人が当時居住していた市の納付方法及び当時の保険料額と相違する。また、昭和 51 年 2 月に申立人と連番で国民年金手帳の記号番号が払い出されている夫は、申立期間が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から 42 年 3 月まで

昭和 39 年 4 月ごろに、私の夫か母が区の出張所で私の国民年金の加入手続を行い、夫と母は、母、夫及び私の 3 人分の国民年金保険料を区の集金人に納付していた。時には、私が 3 人分の保険料を納付したこともある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫、母親及び申立人が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を納付したとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であり、申立人の夫及び申立人は、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付状況の詳細な記憶が曖昧であるなど、申立人の夫、母親及び申立人が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の基礎年金番号が付番された平成 9 年 6 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間当時、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7234 (事案 4645 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 43 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 43 年 2 月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、申立期間当初に居住していた町では、私の両親が、また、転居後の町では、私か妻が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の両親及び申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間のうち、転居前の昭和 41 年 4 月から同年 11 月までの期間については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、当該期間同居していたとする申立人の兄も保険料が未納となっており、転居後の 41 年 12 月から 43 年 2 月までの期間については、申立人及び申立人の妻は納付方法、納付場所、保険料額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人が所持する転居後の町で発行された国民年金保険料領収書兼国民年金手帳保管証には、当該期間の保険料額は記載されているものの、保険料を納付した際に押されることとされている領収印がないなど、申立人の両親及び申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 6 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は保険料納付を示す資料として新たに昭和 43 年 11 月発行の国民年金手帳を提出したが、申立期間の一部である 42 年度欄には納付不要と記載されており、その他に委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこ

とから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 8287 (事案 3838 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年ごろから27年2月1日まで
② 昭和28年2月28日から29年ごろまで

昭和24年ごろから29年ごろまでA社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、同期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) オンライン記録によると、申立期間①はA社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であり、昭和26年4月入社に従業員による「適用事業所となる前の保険料控除はなかった。」との供述があったこと、ii) 29年4月15日に退職した上記従業員による「自分よりも申立人は1年以上も前に退職している。」との供述があったこと、iii) 同社においても、申立期間当時の資料等は無いため、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく21年9月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、A社に60か月の在職期間があるとして、保険料納付を示す同社在職中の写真を新たに提出したが、当該写真では保険料納付を示す根拠は見当たらず、申立人が同社に勤務していたことはうかがえるものの、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 25 日から 22 年 11 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には同期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍証明書から、申立人が申立期間を含め継続して同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録及びA社の適用事業所名簿から、同社は昭和 20 年 9 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、22 年 11 月 1 日に再び適用事業所となるまでの期間である申立期間は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社は、申立期間当時の資料を保管していない上、当時の状況を知る従業員はおらず、当時の事業主及び経理担当者の所在も不明であり、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況について確認することができないとしている。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同様の加入記録となっており、所在の確認できた従業員はすべて亡くなっており、申立人の勤務状況及び申立期間における給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得ることができなかった。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 5 月 1 日まで
申立期間当時、A社に勤めていたがその間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の所在地及び入社当時の具体的な状況等の説明から判断すると、申立人が期間の特定はできないものの、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索において確認するも、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い上、同社の所在地を管轄する法務局においても保存期間が経過したことにより、同社の商業登記簿の記録を確認することができなかった。

また、申立人はA社の代表取締役や従業員の所在及び氏名について不明としているため、これらの者に申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人は、「自身がA社入社時には既に倒産し再起途上であり、当時健康保険に会社は加入していなかった。給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶は無い。」と供述している。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 1 日から 44 年 12 月 31 日まで
A社B支社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA社B支社（以下「B支社」という。）の商業登記簿謄本に同社の代表者として申立人の氏名が記載されていることから同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録及び厚生年金保険適用事業所名簿において確認するも、B支社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人はB支社の従業員の氏名を記憶しているものの、所在は不明のため、これらの者から申立人の申立期間における勤務状況や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、申立人は、B支社での給与の支払は、会計事務所から税金等の控除後の手取り額を受けていたとしているところ、当該会計事務所の名称及び所在地についても不明としており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、事業主による給与からの厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 9 月 29 日から 35 年 7 月 5 日まで
② 昭和 36 年 2 月 20 日から同年 4 月 1 日まで
③ 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した申立期間①、B社（現在はC社）に勤務した申立期間②、D社に勤務した申立期間③についての記録が無い。勤務をしていたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、当該期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立期間①当時の従業員に関する資料を保管していないことから、申立人の当該期間における勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間①当時に厚生年金保険に加入していたことが確認できる従業員に照会したところ、3名から回答があったが、申立人を記憶している者はいなかった。

また、上記被保険者名簿から、申立期間①前後に被保険者であったことが確認できる複数の従業員に、A社へ入社した時期を照会し、回答のあった時期と当該被保険者名簿における資格取得日とを比較したところ、複数の従業員に係る入社から資格取得日までの期間が2か月から2年1か月であることが確認できる。

さらに、上記の従業員の中の1名は、厚生年金保険の未加入期間において、給与から保険料を控除されていたという記憶は無いとしている。

加えて、申立期間①当時のA社における従業員は、同社には、本人の希望により社会保険に加入していない運転手がいた、としており、同社では、必ずしも全従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたわけではなかったことがうかがえる。

- 2 申立期間②について、当時のB社の従業員の回答から、期間は明らかでないが、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社は、申立期間②におけるB社における従業員に関する資料を保管していないことから、申立人の当該期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

また、申立期間②においてB社の社会保険手続事務を担当したとする従業員は、当時、同社では運転手の出入りが激しく、定着率が悪かったことから、厚生年金保険に加入させない従業員が存在していたとしている。

さらに、上記社会保険手続事務を担当したとする従業員は、B社では、厚生年金保険に加入させていない従業員の給与から厚生年金保険料を控除するようなことはなかったとしている。

- 3 申立期間③について、当時のD社の複数の従業員の回答から、当該期間において、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、D社は、申立期間③当時の書類を保管していないことから当該期間における申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除については不明としている。

また、D社は、現在でも就労日数により、厚生年金保険に加入させる社員と加入させないアルバイトに区分しており、入社時に従業員の意向を確認した上で、手続をしているが、当時も同様の扱いがあったかもしれないとしている。

このほか、申立人の申立期間①から③における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月 17 日から同年 10 月ごろまで
厚生年金保険の記録によれば、A社で勤務した期間の加入記録が無い。同社に勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している申立人の履歴書及び同僚の供述から、勤務期間は明確でないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間の2か月前にA社を退職している経理担当者は、「当時、同社では、社員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、社長から社会保険に加入させるようにと指示された者について加入手続をしていた。加入手続をするまでの期間については、従業員の給与から社会保険料を控除していなかった。」としている。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したところ、3人の従業員は一定期間の試用期間があったと回答しており、当該者はそれぞれ、入社日から被保険者資格取得日までに1か月から3か月程度の期間があり、当該期間については、保険料控除は無かったとしている。

このため、A社では、当時、社会保険について従業員ごとに異なる取扱いをしていたと考えられる。

また、上記の従業員の一人名は、自身が昭和36年6月に測量で長期出張するより前の同年5月ごろには、申立人は辞めていたと思うとしている。

さらに、申立人は昭和36年10月にB県のC地域出張を命ぜられたためA社を辞めたとしているところ、上記の複数の従業員は、C地域出張の場合、出発

は通常は初夏であり、6月か7月ごろに出張しないと仕事にならないとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 1 日から 36 年 6 月 30 日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた複数の同僚の供述から、申立人が、申立期間において、同社に継続して勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、既に解散しており、当時の事業主及び総務・社会保険事務担当者は、死亡もしくは連絡先不明のため、これらの者から申立人の保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から複数の者に照会を行ったものの、同社における厚生年金保険の取扱いをうかがえる供述を得ることができない。

さらに、申立人は、申立期間中である国民年金の制度発足時（昭和 35 年 10 月 1 日）に加入手続きを行い、36 年 4 月から保険料を納付しており、当該手続きは自ら行った旨を述べている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 5 月 31 日まで

ねんきん定期便によれば、A社における申立期間の標準報酬月額が、給与に見合う標準報酬月額より低く記録されている。源泉徴収票及び賃金台帳を提出するので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 8 年及び 9 年の賃金台帳では、申立期間において、申立人の給与から控除されている厚生年金保険料を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立人から提出された源泉徴収票における社会保険料の金額は、賃金台帳における社会保険料の控除額と一致していることが確認できる。

さらに、オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、不自然な記録訂正の形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 2 月 18 日から 43 年 2 月 25 日まで
② 昭和 53 年 4 月 10 日から同年 12 月 1 日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に調理人として勤務した申立期間①、及びB社に調理人として勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②とも間違いなく勤務し、給与から保険料が控除されていたはずなので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が提出したA社からの申立人への勤務指示書及び当時の従業員の供述から、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人は、A社では調理人として勤務していたとしているところ、申立人を記憶している当時の同社の調理長は、一般社員や調理の従業員は厚生年金保険には加入していなかったとしている。

また、昭和 35 年か 36 年に、一般事務職としてA社に入社したとする上記調理長の妻は、「入社時に前の会社で貰った年金手帳を提出したところ、経理責任者から『うちはそんなのはやっていない。』と突き返された。当時厚生年金保険に加入できたのは、古くからいる社員や、役付者だけで、一般事務員や調理及びホールの従業員は厚生年金保険に加入しておらず、給与から保険料も控除されていなかった。」としており、同社において当該者の厚生年金保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、申立人は控除されていたと主張しているが、これ

を確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、当時のB社の複数の従業員の供述から、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、被保険者資格取得日が申立人と同じ昭和53年12月1日と記録されている従業員5人に照会したところ、回答があった4人のうち、3人は入社日より8か月から9か月後に被保険者資格を取得したと回答している。

また、上記従業員の一人名は、入社後6か月をめぐり厚生年金保険に加入の申請をするとの説明をB社の事業主から受けていた、加入前は給与から保険料が控除されていなかったとしている。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、申立人は控除されていたと主張しているが、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月から同年 10 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には調理師として勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた者の供述により、期間を特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

また、申立人は、「A社では入社当初から正社員であり、B町のレストランで2か月程度C町のレストランで3か月から4か月程度勤務していた。」と供述している。

しかし、A社は、申立期間当時の申立人に係る人事記録及び厚生年金保険の保険料控除に関しては不明と回答している。

そこで、申立人の勤務状況等を確認するため、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同じ業務に従事していた同僚に照会したところ、「同社のC町レストランでは、正社員以外に、繁忙期だけ雇用する季節コックという臨時社員がおり、当該臨時社員は、同社のB町レストランで研修をした後にC町レストランへ派遣されており、申立人は当該季節コックではないか。」と述べている。

さらに、同僚の一人は、「申立人は臨時社員である季節コックの可能性が高く、その場合は厚生年金保険に加入していなかった。」としている。

加えて、A社において正社員で雇用されていた場合であっても、申立人と同じ業務に従事していた複数の同僚は、「A社では入社後に3か月程度の試用期

間があり、当該試用期間中は厚生年金保険を含む社会保険に加入していなかった。」と述べている。

このほか、申立人のA社における雇用保険の加入記録は無く、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月10日から同年12月31日まで
② 平成6年12月1日から8年12月31日まで
③ 平成9年10月1日から10年1月10日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた申立期間①、②及びB社に勤務していた申立期間③について加入記録が無い旨の回答をもらった。A社では配送業務を担当する派遣社員として、B社では正社員として、それぞれ勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、雇用保険の加入記録から、申立人は、平成5年4月1日から同年12月29日まで及び7年4月10日から9年1月17日までA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、当時の厚生年金保険に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険の加入状況について確認することができないと回答している。

また、オンライン記録から、A社の複数の従業員に照会したところ、申立期間①及び②に同社に在籍していた一人の従業員は、「同社では、申立人のような配送業務を担当する派遣社員については、本人から申し出がない限り厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述している上、申立人と同様に配送業務を担当する派遣社員であった二人の従業員のうち、一人の従業員は、「平成11年に労働組合ができるまで、同社において厚生年金保険に加入できなかった。」と供述しており、もう一人の従業員から提出のあった給与明細書から、厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、雇用保険の加入記録から、申立人は、平成9年10月20日から10年1月12日までB社に勤務していたことが確認できる。

しかし、B社から提出のあった申立人の給与支給明細書（控）によると、申立期間③に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

このことについて、B社の事業主は、「同社では、従業員の採用後の3か月間を試用期間としており、試用期間中は、厚生年金保険には加入させていない。」「申立人は、試用期間中に退職したため、厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月18日から同年9月22日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和40年4月28日から42年11月21日まで抜けることなく勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の親会社であったB社は、当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を既に破棄しているため、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができないと回答している。

また、当時のA社の代表者は連絡先が不明であり、同社の社会保険事務担当者は死亡していることから、これらの者から申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について聴取することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、一人の従業員は申立人のことを記憶していたが、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険の加入状況については記憶しておらず、他に申立人のことを記憶している従業員はいない。

加えて、当該被保険者名簿から、申立人は、昭和41年7月27日に政府管掌健康保険の被保険者証を返納していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案8302

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月1日から39年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和35年8月から同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和39年3月1日からであり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、商業登記簿から、A社が設立されたのは昭和39年2月3日であることが確認できるところ、同社の代表者は、「前職を38年3月に退職してからA社を設立した。」、「当社は、当初は個人事業として開業しており、39年2月の法人登記とほぼ同時期に厚生年金保険の新規適用事業所となるための手続を行った。」と供述している上、同社における一人の従業員は、「自分が入社したのは38年初旬であり、そのときには、申立人は同社に在籍していなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案8303

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受けていた給与より低い金額であることが分かった。当時の給与支給明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間に係る給与支給明細書から確認できる報酬月額は、申立人が主張する額であることが確認できる。

しかし、当該給与支給明細書から標準報酬月額を算出したところ、実際に控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額(14万2,000円)は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して訂正された形跡は無い。

このほか、申立期間の標準報酬月額が申立人の主張する標準報酬月額であったことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 11 月 1 日から 41 年 10 月 30 日まで
A社B支店に正社員として勤務していた申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店の当時の従業員の供述及び申立人が提出している写真により、申立人が同社同支店の業務に関係していたことは認められる。

しかしながら、A社は、「昭和 36 年から 37 年ごろに発行された、当時の同社の在籍者全員が掲載されている創立 100 周年記念アルバムに申立人の名前が無く、申立期間当時の同社B支店の人事関係資料にも申立人に関する記載が見当たらないことから、申立人が同社に正社員として勤務していたことを確認することはできない。」としており、また、同社は、「申立期間は 10 年以上の長期に渡っているが、当社では毎年適切に標準報酬月額算定の届出を行っており、この間に一度も申立人の厚生年金保険の加入漏れに気付かなかったとは考え難い。」と回答している。

また、申立人が同僚として供述している者のうち、連絡先を把握できた 2 名は申立人を記憶しておらず、申立て内容を裏付ける供述を得ることができない。なお、申立人が記憶している申立期間当時の上司や同僚は、上記の 2 名を除いて全員死亡しており、また、申立人のA社B支店の業務には前任者がおらず、後任者は不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、A社B支店の厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において健康保険証の番号に欠番は無く、記載内容に不自然さはみられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 9 月 10 日から 42 年 1 月 30 日まで
② 昭和 42 年 2 月 1 日から 同年 6 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A 事業所に勤務した申立期間①及び B 事業所に勤務した申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。公共職業安定所の紹介でこれらの事業所に勤務していたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A 事業所に勤務し、売掛金に関する業務に従事していた旨申し立てている。

しかし、オンラインの記録では、A 事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、所在地を管轄する法務局には同事業所の商業登記の記録も無い。

また、申立人は、申立期間①当時の上司や同僚を記憶していないため、これらの者から申立人の申立期間①における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間①における A 事業所での雇用保険の加入記録は無い。

2 申立期間②については、申立人は、B 事業所に勤務し、帳簿の記帳等の業務に従事していた旨申し立てている。

しかし、オンラインの記録では、B 事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、所在地を管轄する法務局には同事業所の商業登記の記録も無い。

また、申立人は、申立期間②当時の上司や同僚を記憶していないため、これらの者から申立人の申立期間②における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間②におけるB事業所での雇用保険の加入記録は無い。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月1日から33年4月1日まで
② 昭和38年1月1日から40年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A事業所に勤務した期間のうちの申立期間①及びB事業所に勤務した期間のうちの申立期間②について、共に加入記録が無い旨の回答をもらった。これらの事業所に申立期間①及び②も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A事業所の当時の複数の従業員の供述、申立人による同事業所に勤務していた当時の状況についての具体的な供述等から判断すると、申立人が当該期間に同事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかし、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンラインの記録では、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和33年4月1日であることが確認できることから、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、上記従業員のうちの一人名は、「A事業所は、C会に勤務していた従業員のうち、建築設計監理を行う実務技師全員が、同会を退職した上で昭和32年4月1日に設立したものである。」旨供述しており、他の従業員も同様の供述を行っている。

そこで、C会及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から両事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる10人の従業員について、A事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日を見る

と、いずれも同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 33 年 4 月 1 日となっていることが確認でき、また、申立期間①に同事業所において厚生年金保険に加入している従業員は確認できない。

さらに、オンラインの記録では、A 事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同事業所の当時の代表者は連絡先が不明であるため供述が得られず、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

- 2 申立期間②については、B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から当該期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員の供述、申立人による同事業所に勤務していた当時の状況についての具体的な供述等から判断すると、申立人が当該期間に同事業所に勤務していたことは推認することができる。

一方、上記被保険者名簿から判断すると、申立人は、昭和 38 年 2 月 11 日に B 事業所の事業主となっていることが認められる。また、同事業所の所在地を管轄する法務局から提出のあった同事業所に係る履歴事項全部証明書により、同事業所の法人としての成立年月日が 39 年 7 月 20 日であることが確認できる。これらのことから判断すると、同日までの期間については、申立人は、個人事業所の事業主であったと考えるのが相当であるところ、厚生年金保険法上、厚生年金保険の被保険者は、適用事業所に使用される者に限られていることから、個人事業主たる申立人は、厚生年金保険の被保険者となることができない。

また、上記証明書により、申立人は、申立期間②のうち、昭和 39 年 7 月 20 日以降の期間については、代表取締役であったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時、社会保険事務を自ら行っていた旨供述しており、また、申立人及び B 事業所の当時の従業員は、当時、同事業所が従業員 5 人程度の事業所であった旨供述しているところ、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた場合には、社会保険事務所の毎月の納入告知額と、従業員の給与からの控除保険料額及び事業主負担の保険料額の合計額とは合致しないことに気付くはずであり、このような事態に気付きながら、28 か月という長期間にわたって自らの給与から厚生年金保険料を控除し続けていたとは考え難い。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 12 月 1 日から 7 年 1 月 31 日まで
社会保険庁(当時)の記録では、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 5 年 12 月から 6 年 12 月までの期間は 38 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 7 年 1 月 31 日以降の同年 2 月 6 日に、当該期間について 9 万 8,000 円へとさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、社会保険事務所(当時)に対する「質問応答書」において、厚生年金保険の標準報酬月額を引き下げる記録の訂正が行われた平成 5 年 12 月 1 日から 7 年 1 月 31 日までの期間、A社の事業主の立場にあった旨回答している。

また、法務局のA社に係る閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間及び上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、代表取締役であったことが認められる。

さらに、申立人は、上記「質問応答書」において、平成 6 年ごろからA社の経営状況が悪化し、これに伴い、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していた旨供述している。

加えて、申立人は、「平成 7 年初頭、社会保険事務所に滞納保険料の処理について相談した際、同事務所の担当職員から事業所の厚生年金保険からの脱退

について提案があり、これを受け入れ、関係書類の該当欄に代表者印を押すことにより、当該脱退に係る手続を行った。」旨供述している。

また、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成7年1月31日に申立人が同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が、同年2月6日に行われていることが確認でき、これは、申立てに係る標準報酬月額減額処理が行われた日と一致している。

これらのことから、申立人は、「当時、社会保険事務所に対して申立てに係る標準報酬月額減額に係る届出を行った記憶は無い。」旨主張しているものの、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額減額処理がなされたとは考え難く、申立人は自らの標準報酬月額減額処理に関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 6 月 1 日まで
② 昭和 34 年 9 月 1 日から 35 年 9 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。これらの期間も厚生年金保険料は給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人から提出のあったA社に勤務していた当時の写真、申立人による同社に勤務していた当時の状況についての具体的な供述等から判断すると、期間を特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンラインの記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 34 年 6 月 1 日であることが確認できることから、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、オンラインの記録では、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同社の当時の代表者は既に死亡しているため供述が得られず、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿からA社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 34 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる、申立人及び上記代表者を除く 8 人の従業員は、いずれも連絡先が不明又は連絡が取れないため供述が得られず、申立人の申立期間①に係る厚

生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

- 2 申立期間②については、申立人は、当該期間以前から引き続き A 社に勤務し、紳士服の縫製に従事していた旨申し立てている。

しかし、オンラインの記録では、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同社の当時の代表者は既に死亡しているため供述が得られず、申立人の申立期間②における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、上記被保険者名簿から申立期間②当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したものの、連絡の取れた複数の従業員は、いずれも申立人を記憶していないと回答している。

さらに、申立人は、A 社の社員旅行には必ず参加していた旨供述しているところ、上記被保険者名簿から昭和 34 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる従業員から提出のあった、同社が申立期間②当時に実施した社員旅行の集合写真の中に申立人は確認できない。

加えて、申立人は、記憶していた同僚の一人について、「彼は職場の先輩であったが、自分より後に同社を退職したと思う。」旨供述しているところ、上記被保険者名簿では、当該同僚は、申立人と同日の昭和 34 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月 22 日から 61 年 12 月 20 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたのは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人によるA社に勤務していた当時の状況についての具体的な供述等から判断すると、期間を特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンラインの記録では、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、A社の所在地を管轄する法務局から提出のあった同社に係る履歴事項全部証明書により、同社は既に解散していることが確認でき、また、同社の当時の代表者及び申立人が記憶していた複数の同僚は、いずれも連絡が取れないか、又は連絡先が不明であるため供述が得られず、同社及びこれらの者から申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年12月1日から32年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同事業所には昭和31年12月から申立期間を含め継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出のあった労働者名簿及び申立人に係る退職届から判断すると、申立人が申立期間に同事業所に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのが昭和32年10月1日であることが確認できる。同事業所から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書により、申立人が同日に同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、事業主及び上記名簿から同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和32年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる複数の従業員は、いずれも、「A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和32年10月1日以前の期間に厚生年金保険料の給与からの控除はなかった。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 4 月から 4 年 7 月 1 日まで
② 平成 5 年 9 月 1 日から 6 年 8 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成3年4月から8年7月31日の退職時まで勤務していたことは確かなので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「職員名簿」により、申立人は平成4年4月6日にアルバイトとして採用され、8年7月31日に退職した記録が確認できることから、申立期間①のうち、4年4月6日から同年6月30日まで、申立期間②について、5年9月1日から6年7月31日まで、同社に勤務していたことは認められる。

また、A社における厚生年金保険の取扱いについて、同社の担当者は、「当時、社員等の厚生年金保険の加入は当事者の任意であり、加入していない者が大勢いた。対象者全員を強制加入させることとなったのは平成6年6月より後のことだったと思う。」と供述している。

さらに、A社の複数の元従業員は、「最初は契約更新が有るアルバイトで入社し、遅刻や欠勤等がなければ1年から3年くらいで正社員になれた。厚生年金保険には希望すれば加入できた。」と供述している。

ところで、オンライン記録によると、A社における申立人の厚生年金保険の加入記録は、平成4年7月1日から5年9月1日までの期間について、当初未加入期間であったが、6年7月15日付けで、さかのぼって厚生年金保険被保

険者資格を取得していることが確認できる。

このことについては、A社の当時の担当者は、「平成5年秋ごろ、社会保険事務所から厚生年金保険の適用基準に該当する社員等を加入させるよう指導を受けた。その後、3人又は4人の社員等をさかのぼって加入させた。」と供述している。

一方、申立人は申立期間②について、A社から支払われた賞与から一括して保険料が控除されたと申し立てているが、保険料控除額、加入期間等についてこれを確認できる資料は無く、同社も「保険料はまとめて控除したようだが、保険料控除額、控除方法等の資料は無い。」と供述している。このことから、申立人が賞与から控除されたとする保険料は、平成4年7月1日から5年9月1日までの期間に係る保険料であった可能性が推測される。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から54年3月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と異なっている。当時の給与月額は45万円だったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と異なっていると申し立てているが、保険料控除を確認できる資料を保有していない上、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間の保険料控除額等について確認することができない。

また、A社の従業員に照会したところ、回答があったうち3人は、給与支給額は、社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額と相違はなかったと供述している。

さらに、申立人が主張している給与支給額の45万円に相当する標準報酬月額については、申立期間当時の厚生年金保険法による標準報酬月額の上限額が、昭和48年11月1日から51年7月31日までは20万円、同年8月1日から55年9月30日までは32万円と定められていたことから、申立人が主張する標準報酬月額は上限額を超えていることが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、さかのぼって記録訂正が行われた形跡は無く、不自然さは見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から 51 年 4 月 1 日まで
「ねんきん特別便」で、A社及びB社で勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和 47 年 3 月 11 日から 49 年 4 月 1 日までの期間はC会の厚生年金保険の加入記録があり、また、申立期間は、「D会在籍証明書」も受領していることから、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から同年 6 月ごろは、A社で勤務し、同年 7 月から 51 年 3 月ごろは、B社で勤務していたと申し立てているところ、申立人が所持する「D会在籍証明書」から、申立人は、申立期間にD会に在籍したことが確認できる。

また、C会の資料を一部引き継いだE社の担当者は、「申立人は卒業時にB所に勤務していたことが確認できる。」と供述している。

一方、A社における勤務実態については、「D会に在籍していることが確認できることから販売所に勤務していたことはうかがえるが、当時の資料が無いことから確認することができない。」と供述している。

そこで、A社の当時の経営者の妻に照会したが、「申立人のことは覚えていないが、私はA社では国民年金に加入していた。亡くなった主人も厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

また、現在のA社の経営者は、「B社の業務も引き継いでいるが、当時の経営者は既に亡くなっており、業務を直接に引き継いでいないので、当時のことは分からない。」と供述している。

さらに、E社に、申立期間当時の各販売所における従業員の厚生年金保険の

取扱いについて照会したところ、「当時は、任意加入で、事業主である販売店の所長が加入、未加入を決定した」と供述し、またD会では「社会保険の加入はC会を通じて手続していました。学生さんは、販売所を異動したタイミングで社会保険から抜けている人もたくさんいました。」と供述している。

また、E社の担当者は、「D会の在籍者が、厚生年金保険に加入していた販売所を退職して、他の販売所に入社した場合、入社した販売所が厚生年金保険に加入していない場合もある。」と供述している。

これらのことから、申立期間当時、A社及びB社は、厚生年金保険適用事業所としての加入について「C会」に委託していなかったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 41 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社での勤務期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和 39 年 3 月に中学校を卒業し、叔母の紹介で同年 4 月から勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の担当者及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 2 月 1 日まで同社に勤務していたことは推認できる。

なお、申立人の生年月日から、申立人が中学校を卒業したのは昭和 40 年 3 月と考えられる。

また、申立人は、「入社当時は、アルバイトであり、入社後 1 年若しくは 2 年で正規職員になれると聞いていた。」と供述している。

一方、A社の担当者は、「当時、アルバイトは厚生年金保険に加入させない取扱いがあり、その間、給与から厚生年金保険料は控除していなかった。また、正規職員であれば、全員厚生年金保険に加入させており、厚生年金保険と雇用保険の加入時期は一致させていた。」と供述している。

そこで、申立人の厚生年金保険の加入記録と雇用保険の加入記録を確認したところ、申立人は昭和 41 年 2 月 1 日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、同時に雇用保険の被保険者資格も取得していることから、申立人は同年 2 月 1 日に同社の正規職員となったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月 16 日から 61 年 7 月 16 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。厚生年金保険料を控除されていたと思うので、被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の社員旅行の写真を保有しており、同写真には昭和 60 年 11 月 13 日の日付が記録されていることから、入社日は特定できないものの同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、申立期間における人事記録等を保存しておらず、申立人の勤務状況や保険料控除について確認できない。

また、申立人は当時の同僚として二人の名前を記憶しており、そのうちの一人は、申立人より先に入社していたと供述しているが、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人と同じ昭和 61 年 7 月 16 日であり、もう一人の同僚には同社における厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、7人の従業員に照会したところ、4人から回答があったが、そのうちの一人が、「厚生年金保険の加入前には保険料の控除はなかった。」と供述している

このことから、A社では、入社後、厚生年金保険に加入するまで、ある程度の期間を設けていたこと、全員が厚生年金保険に加入する取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除につ

いては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 1 日から 10 年 4 月 21 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社の代表取締役就任した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、当時の給与に比べ著しく低いものとなっている。給与台帳で当時の給与、保険料控除額が確認できるので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成10年4月21日)の後の同年4月28日付けで、申立期間の標準報酬月額が、8年4月1日にさかのぼって11万円に減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本により、申立期間当時及び上記減額処理が行われた時点において、申立人がA社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、A社の経営状態が悪かったため、平成10年ごろに同社を整理することにしたと供述している。

さらに、申立人は、上記減額処理について、「社会保険事務の担当者は母親で、上記減額処理の手続も母親が行った。」と主張しているが、適用事業所全喪失届(写し)にA社の社印及び代表者印が押されていることが確認できることから、上記減額処理は、同社の行為として行われ、申立人は同社の代表取締役として上記減額処理に関与したものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、

申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月21日から36年12月20日まで
年金問題が騒がれるようになり、社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給決定されたとする昭和37年6月4日の直前の同年4月18日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 1 日から 42 年 1 月 1 日まで
年金問題が騒がれるようになり、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、申立期間直前に勤務していた事業所では、共済年金に加入し、退職一時金を受け取った覚えはあるが、申立期間については受け取った記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前の被保険者期間については、厚生年金保険ではなく共済年金に加入しており、退職一時金を受給したと主張しているが、申立期間以前に共済年金の加入記録は無いほか、退職一時金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立期間に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として脱退手当金が支給されており、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間の脱退手当金を受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 10 月 18 日から 29 年 5 月 30 日まで
平成 21 年 4 月に、社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入状況を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金を支給されたとする日は、体調不良で静養をしていた時期であり、脱退手当金の請求手続きができるはずがなく、受け取った覚えはないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 29 年 5 月 30 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 6 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、5 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 7 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であること、及び当該支給決定の記録がある者のうち 2 名は、事業所が請求手続きをした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 29 年 12 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期

間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 1 月 1 日まで
② 昭和 19 年 1 月 1 日から 20 年 6 月 25 日まで

国民年金の受給手続を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立人の脱退手当金は昭和 21 年 10 月 26 日に支給決定されており、当時が通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立期間に係る最終事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 12 月 8 日まで
② 昭和 36 年 5 月 2 日から 39 年 1 月 28 日まで
③ 昭和 39 年 2 月 1 日から 45 年 8 月 21 日まで

平成 21 年 7 月に、厚生年金保険期間照会の回答を見て、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金を 2 回受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間①及び②に係るものと申立期間③に係るものの 2 回にわたり支給されたと記録されているところ、2 回とも申立人の意思に反して請求されているということは考え難い。

また、申立期間①及び②については、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 39 年 6 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない上、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間①及び②と申立期間③の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立期間③については、当該期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 45 年 8 月 21 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 8 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、6 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされて

いる上、当該支給決定の記録がある者のうち2名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられるほか、当該期間に係る事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和45年11月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 26 日から 46 年 7 月 6 日まで
平成 21 年 9 月に、社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受けていることを知った。
しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所は、申立期間当時、脱退手当金の代理請求を行っていたと説明している上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 46 年 7 月 6 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 8 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、5 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 2 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているとともに、当該支給決定の記録がある者のうち 2 名は、事業所が脱退手当金の請求手続きをした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 46 年 8 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期

間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年ごろから50年ごろまで
② 昭和49年ごろから52年ごろまで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社及びB社で勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。給与からは確かに社会保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人はA社において昭和48年ごろから50年ごろまでの期間に勤務していたと供述しており、従業員の供述から、期間の特定はできないが、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンラインの記録では、A社は申立期間①において厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。そして、事業主は、「当社が適用事業所となった平成7年5月1日以前は、従業員の給与からは厚生年金保険料を控除していない。」と供述している。

申立期間②については、申立人はB社において昭和49年ごろから52年ごろまでの期間に勤務していたと供述しており、申立人から提出された同社における名刺及び当時の業務内容に係る供述から、期間の特定はできないが、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録から、B社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、代表者自身は申立期間②当時、別の事業所において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

また、B社の商業登記簿謄本から確認できる複数の元取締役は、死亡している者がいるほか、連絡が取れた元取締役は、「同社の社会保険の取扱いについ

ては分からない。」と供述している。

なお、申立人は、B社はC社のオーナーが設立した事業所であると供述しているため、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、健康保険の番号に欠番は無く、申立人の氏名を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月1日から50年12月ごろまで

私はA社B事業所に昭和39年ごろから50年12月ごろまで継続して勤務していたが、社会保険事務所（当時）で自分の厚生年金保険の加入記録を調べたところ、申立期間は他社に勤務していた記録になっている。社会保険事務所の記録は間違っているので、申立期間をA社B事業所における厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社B事業所で勤務していたと申し立てている。

しかし、A社B事業所の在職証明書及び雇用保険の加入記録により、申立人の同社における勤務期間は、昭和40年5月26日から45年9月30日までの期間となっていることが確認できる。

また、A社B事業所が加入していた企業年金基金における申立人の加入員資格の喪失日は昭和45年10月1日となっており、厚生年金保険の加入記録と一致していることから、申立人が同年9月30日に離職していると考えことに不自然さはない。

さらに、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入した記録のある従業員に、申立人の申立期間当時の勤務状況等を照会したが、申立人を記憶していた者はおらず、申立人の勤務実態を確認することはできない。

加えて、申立期間について、申立人が申立期間の後に勤務したと供述する複数の事業所において、当該事業所の雇用保険及び厚生年金保険の加入記録があり、当該加入期間の間に係る未加入期間において、申立人に係る国民年金の保険料納付の記録が確認できる。

また、昭和48年2月から同年3月末までの期間において、申立人に係る雇用保険の加入記録がある事業所は、「その期間、申立人が同事業所に勤務していた。」と回答していることなどから、当該期間に申立人が申立事業所に勤務していたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月1日から36年8月14日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の受給資格について相談に行ったとき、私が働いた期間が脱退手当金を支給済みとの記録になっていることを知った。脱退手当金は受給した覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページと、前5ページ及び後8ページに記載されている女性のうち、申立人の被保険者資格喪失日である昭和36年に資格喪失した者22名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、19名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち14名がいずれも資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることから、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和36年12月26日に支給決定がなされているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給決定された直前の同年10月16日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 12 月 1 日から 7 年 12 月 11 日まで
社会保険事務所(当時)の訪問により、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年12月から6年10月までは53万円、同年11月から7年11月までは59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(7年12月11日)の後の8年1月8日付けで、申立人の標準報酬月額がさかのぼって、3年12月から6年10月までは8万円、同年11月から7年11月までは9万2,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、当該処理が行われた当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社の従業員は、「同社が倒産する平成7年12月の数か月前から給与の遅配があり、社会保険事務所から厚生年金保険料の支払督促の電話が度々あった。」旨供述している。

さらに、申立人は、「A社における厚生年金保険を含む社会保険の手続は、会計事務所にすべて任せていたため何も分からないが、当該処理が行われた当時は経営が厳しく、厚生年金保険料を滞納していた。社会保険事務所に保険料支払の相談に数回、自分一人で行った。会社の代表者印は自分が管理していた。」旨供述している。

これらのことから、A社の代表取締役であった申立人が関与せずに、社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に同意しながら、これを有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月ごろから 38 年 3 月ごろまで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A病院に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。同大学病院に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院は、「昭和 34 年以降の厚生年金加入台帳を保存しているが、その中に申立人の氏名は無く、厚生年金保険料の控除についても不明である。また、給与課が保管している採用台帳にも申立人の氏名は見当たらず、申立人が申立期間当時、A病院に在籍していたことは確認できない。」と回答しているものの、申立人が記憶していた同僚は、「自分が記憶している申立人の勤務期間と、申立人が主張している申立期間に一部相違はあるが、申立人がA病院に勤務していたことは覚えている。」と供述しており、期間は明確でないものの、申立人が同病院に勤務していたことはうかがえる。

一方、申立人及び上記同僚と一緒に勤務していたと記憶する従業員は、A病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できないことから、同病院では、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、上記健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、健康保険及び厚生年金保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が失われたとは考え難く、社会保険事務所の事務処理に不自然さはみられない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで
② 昭和 39 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち申立期間①、及びB社に勤務した期間のうち申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社を昭和 39 年 1 月 30 日に退職し、同年 2 月 1 日にB社に入社したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社を退職した日は昭和 39 年 1 月 30 日であるので、同年 1 月を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと主張している。

また、A社から提出された従業員に係る内部資料には、申立人の厚生年金保険被保険者資格の「喪失年月日」欄に、「39. 1. 30」と記載され、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人が記憶している同僚は、「申立人がA社に勤務していたことは記憶しているが、退社時期は分からない。」と供述している。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、昭和 39 年 1 月において厚生年金保険の被保険者となるには、同月 31 日まで勤務していなければならない、申立人が主張している 39 年 1 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、B社に入社した日は、昭和39年2月1日であると主張している。

しかしながら、B社は、昭和46年11月18日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②当時の従業員に係る資料は入手できず、当時の代表者から回答が得られないことから、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

また、申立人が氏名を記憶している同僚は、「申立人がB社に勤務していたことは記憶しているが、申立期間②も勤務していたか否かについては覚えていない。」と供述している。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②当時、厚生年金保険に加入していたことが確認できる従業員7人に照会したところ、回答があった4人は、いずれも「申立人が同社に勤務していたことは覚えているが入社時期は分からない。」と供述している。そして、回答が得られた従業員4人について、その供述内容及び上記被保険者名簿の記録により、入社後2か月から8か月経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが認められることから、同社では、入社と同時に厚生年金保険に従業員を加入させていたわけではないことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 11 月 21 日から 57 年 3 月 21 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A社に昭和 46 年 5 月 21 日から 57 年 9 月 1 日まで申立期間も含め継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は、平成 11 年 7 月 1 日に解散しており、当時の従業員に係る資料は入手できず、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は、上司や同僚の氏名を記憶していないため、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に申立人の勤務状況等について照会したところ、「申立人が勤務していたことは記憶しているが、申立期間も勤務していたか否かについては分からない。」と供述している。

2 一方、商業登記簿謄本により、B社は昭和 56 年 8 月 6 日に設立されていることが確認でき、当時のA社の代表者は、「申立期間当時、A社の従業員 5 人ぐらいを、A社の子会社である設立したばかりのB社に転籍させた。」と供述している。

また、雇用保険の加入記録により、申立人のA社における離職日は昭和 56 年 11 月 20 日であり、申立人は、同年 11 月 24 日から 57 年 3 月 20 日までの期間はB社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、B社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 57 年 10 月 5 日であり、申立期間は適用事業所になってい

なかったことが確認できる。

また、B社は、平成元年3月6日に解散しており、当時の従業員に係る資料は入手できないものの、当時の代表者は、「B社は、雇用保険には加入していたが、厚生年金保険の適用事業所になるまでの期間は厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除していなかった。」と供述している。

さらに、申立人は、上司や同僚の氏名を記憶していないため、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所となった同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の従業員に照会したところ、そのうちの一人は、「B社には、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前から勤務していたが、厚生年金保険の被保険者となったのは、同社が適用事業所になってからである。」と供述している。

- 3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月1日から同年12月31日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、昭和57年8月から標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人の同社における厚生年金保険の標準報酬月額は、昭和56年10月から57年7月までは38万円、同年8月から同年11月までは20万円となっていることが確認できるが、同名簿には、標準報酬月額が遡及訂正された形跡は確認できない。

また、A社は昭和58年4月15日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は、「倒産前に、社会保険料の滞納があり、社会保険事務所から呼び出され、自身の資格喪失日については12か月さかのぼって調整すると言われたが、申立人及び他の従業員の標準報酬月額の減額の届出については行っておらず、記憶していない。」と供述しており、事業主から申立内容について確認することはできない。

さらに、当時の経理担当者とは連絡が取れず、連絡の取れた他の従業員1名は、「申立内容については不明。」と回答している。

加えて、申立人は、申立期間当時の給与明細書等の事業主による給与からの保険料控除を確認できる資料を保有しておらず、このほかに申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 1 日から 51 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。給与明細書等はないが、同社には申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間の勤務を確認できる資料は無い上、当時の事業主の所在が不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に確認したものの、上司を含めたこれらの者から申立人の申立期間に係る勤務を確認することはできない。

さらに、申立人のA社における雇用保険の加入記録と厚生年金保険の事業所別被保険者名簿の被保険者期間が一致しており、申立期間の勤務の確認はできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 1 月から 37 年 1 月まで
② 昭和 37 年 1 月から 38 年 12 月まで
③ 昭和 39 年 12 月から 41 年 3 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の加入記録がそれぞれ無い旨の回答をもらった。両社に勤務していたことは間違いないので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、C社に勤務した期間のうち、申立期間③の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和 39 年 12 月から勤務していたことは間違いないので、申立期間③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社で勤務した複数の従業員の供述から、期間が不明であるが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所であった期間は、昭和 33 年 8 月 1 日から 35 年 12 月 6 日までであり、申立期間①は適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 35 年 12 月 6 日に被保険者資格を喪失した複数の従業員が同日後も引き続き勤務していた旨供述しているが、いずれも給与明細書等の資料は保管しておらず厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、B社で勤務した複数の従業員の供述から、期間は不明であるが、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和43年9月1日であり、申立期間は適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、B社が厚生年金保険の適用事業所となった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の従業員に照会したところ、「厚生年金保険の適用事業所となった日より前から引き続き勤務した。」とする複数の従業員が確認できた。これらの従業員は、いずれも「申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用を受けておらず、厚生年金保険料を控除されていなかった。」と供述しており、さらに、このうち2名は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなかった期間、国民年金保険料の納付が確認できる。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③について、C社が保管している申立人に係る「身上調査書」から、申立期間③のうち昭和40年8月から41年2月28日までの期間は、同社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C社の事業主は、申立期間当時、同社では数か月の試用期間を設けており、当該期間中は厚生年金保険に加入させていなかったと供述している。

また、申立人は、「入社後3か月程度の試用期間の後、健康保険組合の被保険者証を配布された。」と供述しているところ、C社が加入する健康保険組合の記録では、申立人の資格取得日は昭和41年3月1日であり、オンライン記録の資格取得日と一致していることから、同日の前日まで試用期間であったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同事業所で働き始める前に勤務した事業所を退職後すぐに同事業所で働き始めたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社を退職後すぐにA社で勤務し始めたと具体的に供述しており、申立人のA社での勤務は推認できる。

しかしながら、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿で、申立期間当時に勤務が確認できる従業員に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、複数の従業員は試用期間があった旨供述していることから、これらの従業員の勤務開始日と厚生年金保険の被保険者資格取得日を確認したところ、試用期間は2か月から3か月程度であることが確認できる。

一方、A社は、既に適用事業所では無くなっており、当時の事業主の所在が不明であり、申立人に係る厚生年金保険料の控除等について確認ができない。

また、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 8 月 20 日から同年 12 月 1 日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間の加入記録が無い。しかし、同社には申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 20 年 8 月 20 日に関連会社であるC社を退職し、同日からA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、当時の人事関係資料を保管していないことから、A社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

また、社会保険事務所（当時）の記録では、A社は、昭和 20 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所では無いことが確認できる。

さらに、申立人が同時期にC社を退職し、A社に入社したとする上司及び同僚一人も、C社における資格喪失日からA社における資格取得日までの間に被保険者となっていないことが確認できる。

加えて、上記の二人は、連絡先が不明のため、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務の状況及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月25日から33年2月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが判明した。しかし、同社には申立期間も含めて1年程度、継続して勤務していたので、当該期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和33年2月1日までA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社及び同社の後継会社であるB社は既に解散して、当時の資料は保存されておらず、当時のA社の事業主及び社会保険担当者も既に死亡していることから、同社及びこれらの者から、申立期間における申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶していたA社の同僚6人及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に、被保険者であったことが確認できる従業員14人に照会したところ、回答のあった同僚3人及び従業員10人の合わせて13人全員が、申立人の退職日を記憶していないため、これらの同僚及び従業員から、申立期間における申立人の退職日を確認することはできず、そのうちの4人は「申立人の勤務期間は短かった。」あるいは「1年は在職せず、何か月間かの短期間だった。」としている。

さらに、申立人は、A社を退職後、ほとんど空白は無くC社に入社した、と主張しているところ、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和33年2月1日と記録されているが、同社は既に解散していることから、同社から、申立人の入社の実態について確認することができない。

そこで、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が同社

へ入社したと主張する当時、被保険者であったことが確認できる従業員5人に照会したところ、回答があった4人のうち2人は、「同社では入社から3か月から6か月の試用期間があり、その後に厚生年金保険被保険者の資格取得の手続を行っていた。」としている。また、C社において申立人と同じ昭和33年2月1日に資格取得していることが確認できる同僚は、「申立人は、32年の秋か暮に同社に入社した。」と供述している上、33年2月1日に資格喪失したことが確認できる同僚について、申立人は、「私が入社した後で辞めた。」としていることから、申立人は申立期間においては、A社ではなく、C社に勤務していたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 8 月から 38 年 4 月まで
② 昭和 38 年 4 月から同年 5 月まで
③ 昭和 39 年 7 月から同年 9 月まで

ねんきん特別便で確認したところ、A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②及びC社に勤務した申立期間③の加入記録が無いことが判明した。いずれの期間も勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、A社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、その所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、A社における当時の代表者及び同僚二人の姓のみを記憶していたが、その連絡先は不明であり、これらの者から、同社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、昭和 38 年 4 月から同年 5 月まで、B社に勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、B社は、昭和 38 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②においては適用事業所ではないことが確認できる。

また、B社の当時の事業主の子供で同社の経理を担当していた従業員は、「同社は、設立当初は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、昭和 38 年 11

月に適用事業所になった。適用事業所となる前は従業員の給与から厚生年金保険の保険料を控除したことは無い。」としている。

申立期間③について、申立人は、C社に勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、C社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、その所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、C社における当時の事業主の姓のみを記憶していたが、その連絡先は不明であり、事業主から、同社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①から③における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月から 47 年 12 月まで
厚生年金保険の記録によれば、A社又はB社に勤務していた申立期間の加入記録が無い。同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社又はB社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、A社又はB社は、厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、その所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無いため、申立てに係る事業所を特定することができない。

また、申立人は、A社又はB社における当時の事業主、上司及び同僚の氏名を覚えていないため、これらの者から、申立人の同社における勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 10 月 1 日から 23 年 8 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらったが、同社には、昭和 22 年 10 月から勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の人事記録により、申立人は申立期間のうち昭和 23 年 1 月 1 日から 40 年 2 月 28 日まで、同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社は、昭和 23 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社の現在の人事担当者は、「厚生年金保険適用前の保険料控除については、当時の資料がないため不明。」と回答している上、複数の元同僚は、「厚生年金保険の適用事業所になる前は、厚生年金保険料が控除されることはなかったと記憶している。」と回答していることから、申立期間には保険料控除がなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 8 月から同年 12 月 31 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらったが、同社には、平成 4 年 8 月から勤務したので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 4 年 11 月 20 日から 5 年 4 月 5 日までの期間の預金通帳の写しにより、A社からの給与振り込みが確認できること及び 4 年 11 月 2 日の社員旅行の写真から、期間を特定できないが、申立人が申立期間当時、同社に勤務したことは推認できる。

しかし、A社の当時の代表取締役は、「同社では比較的早く辞める者が多いので、3か月くらい様子を見て定着しそうな者から社会保険に加入させていた。試用期間は個人差があり、加入させるまでは保険料を控除していなかった。」と供述している。

また、申立期間当時、A社の社会保険事務を行っていた会計事務所の担当者は、「事業主の奥さん(故人)が経理等を担当していて、入社後人物を評価して社会保険に加入させていた。」との供述及び同社の元従業員の「当時、事業主から、同社では比較的早く辞める者が多いので、様子を見てから社会保険に加入させるとの説明を聞いた。」との供述から、同社では、申立期間当時、従業員を入社と同時に社会保険に加入させる取扱いではなかったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 2 月 1 日から 12 年 7 月 11 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支払総額に見合う標準報酬月額と異なっていることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成 5 年 5 月から 11 年 1 月まで 20 万円と記録されていたが、11 年 2 月の随時改訂により 9 万 8,000 円に変更され、申立人がA社で厚生年金保険被保険者資格を喪失する 12 年 7 月 11 日まで継続していることが確認できる。

一方、申立人から提出された平成 12 年 1 月の給与明細書を基に標準報酬月額を算出したところ、給与支払総額に見合う標準報酬月額は申立人の主張するとおりオンライン記録よりも多い 19 万円であったが、実際に控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額は 9 万 8,000 円であり、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立人は、平成 12 年 1 月の給与明細書以外に申立期間の保険料控除額を確認できる資料を所持しておらず、申立期間の標準報酬月額が申立人の主張する標準報酬月額であったことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 24 日から同年 10 月 5 日まで
A 社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が提出している平成 8 年 5 月分から同年 11 月分までの給与明細書により、申立人が、申立期間に A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記の給与明細書により、申立人は、申立期間に雇用保険料が控除されていたことは認められるものの、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A 社の人事担当者は、「申立期間当時の資料は保存されていないため、申立人の勤務状況等は不明である。なお、現在は、労働時間及び日数が、正社員の 4 分の 3 未満の社員、また、契約雇用期間が 4 か月未満である社員は、厚生年金保険に加入させない場合があり、当時も社会保険に加入していない社員からは保険料を控除していない。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年7月から25年3月まで
② 昭和25年4月から27年8月1日まで
③ 昭和28年5月から29年8月1日まで
④ 昭和33年4月から36年2月1日まで

A社（現在は、B社）C支社で勤務した申立期間①、D社（現在は、E社）F支社で勤務した期間のうちの申立期間②、同社G支社で勤務した期間のうちの申立期間④及びH社で勤務した期間のうちの申立期間③について、厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間にA社C支社に勤務していたと申し立てしている。

しかしながら、申立人が申立期間当時に勤務していたとするA社C支社は、社会保険事務所（当時）の適用事業所名簿には厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、B社は、当時の資料を保存していないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の保険料控除について不明と回答している。

さらに、申立人は、A社C支社の上司及び同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から同支社における申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

申立期間②について、E社が保管している申立人本人が作成した履歴書及び

同社の回答から、申立人は申立期間においてD社F支社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、D社F支社の事業所別被保険者名簿によると、同社同支社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和27年8月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。また、申立人の厚生年金保険被保険者番号は、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、同社同支社において27年9月8日に払い出されており、かつ、同払出簿には申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年8月1日と記録されている。

また、E社は、本人が作成した履歴書以外は当時の資料を保存していないため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

さらに、申立人は、「申立期間には外務員として勤務しており、外務員は委任契約で社会保険には加入していなかった。」と供述しているとともに、申立人の申立期間と同時期にD社F支社に勤務していた者は、「自分は昭和24年から外務員として同社に採用されたが、外務員は委任契約で社会保険には加入せず、保険料控除もされていなかった。また、内務員になると雇用契約となり社会保険に加入し、自分が27年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、同社同支社の次長になったときと思う。」と供述している。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

申立期間③について、申立人は申立期間において、H社I支社に勤務していたと申し立てしている。

しかしながら、E社が保管していた申立人本人が作成した履歴書により、申立人が、申立期間のうち、昭和29年6月（日にちは不明）から同年7月31日まではH社に勤務していたことがうかがわれるものの、28年5月から29年5月までの期間については関連資料等が無く、同社に勤務していたことを確認できない。

また、申立人が申立期間当時に勤務していたとするH社I支社は、社会保険事務所の適用事業所名簿によると厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。なお、H社の事業所別被保険者名簿によると、申立人は昭和29年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることは確認できるが、申立期間における加入記録は無い。

さらに、H社は、平成9年10月に解散しており、同社の契約を包括移転されたZ社も17年2月1日にY社に吸収合併され、同社は「Z社の従業員は、事務職だったごく一部の人を引き続き雇用したが、同社に係る人事記録は引き継いでいない。」と供述しており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料控除について確認できない。

そして、申立人が姓のみを記憶していたH社I支社の同僚について、H社の

事業所別被保険者名簿から、当該同僚と姓が一致し、かつ、申立人から提出された申立期間当時の写真から性別と年齢が一致すると思われる5人の厚生年金保険の加入記録を調べたところ、5人全員が、同社同支社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人と同じ昭和29年8月1日となっている。なお、この5人については、4人は死亡し、一人は所在が確認できないことから、これらの者に照会できず、申立人の申立期間に係る勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

申立期間④について、E社の回答並びに同社から提出された申立人本人が作成した履歴書、解職慰労金計算書及び外務員カードにより、申立人は、申立期間を含み昭和32年11月1日から63年3月31日まで同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、上記の外務員カードには、申立人について「昭和32年11月外務員、36年2月1日支部長」と記録されており、申立人は申立期間当時に外務員であったことが認められるところ、E社は、「外務員は委任契約で社会保険の加入対象者ではなく、支部長職に任ぜられると雇用契約となり社会保険に加入する。」と回答しており、オンライン記録によると、申立人は、36年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、D社における勤務について、「同社へ再就職した時は、外務員として勤務した。外務員は委任契約で社会保険には加入しなかった。支部長になると雇用契約となり契約書を交わして社会保険に加入した。」と供述している。

さらに、申立人の申立期間と同時期にD社に勤務していた同僚二人は、「同社では、外務員は委任契約で社会保険に加入せず、支部長になると雇用契約を結び社会保険に加入するという取扱いであった。」と供述している。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立期間①から④の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年5月から20年4月まで

申立期間当時、私立中学校3年生に在学しながら、学徒動員でA社に勤務したが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、私立中学校に在学していた申立期間において、A社に勤労働員学徒として勤務していたと申し立てており、申立期間のうち、昭和19年8月1日から20年3月31日までの期間については、同社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿に「学徒」と記載された申立人の記録があることから、申立人が、同期間に勤労働員学徒として同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、「学徒」と記載されている申立人を含む40人については、健康保険の番号欄には一連の番号(422から461まで)が付与されているが、労働者年金保険の記号番号欄は全員が空欄となっており、番号が付与されていないことから申立人は労働者年金保険に加入していなかったものと認められる。

さらに、A社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿から連絡先を把握した申立人の同級生5人に照会したところ、このうち3人は、明確な記憶は無いとしながらも、3年生になって間もなく学徒動員されA社に派遣されたが、1年間は勤務しなかったと思うと供述しており、そのうちの一人は、「給料をもらった記憶は無い。」と供述している。

加えて、A社は、昭和20年8月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主の所在も把握できないため、申立人の申立てに係る事情を聴取することができない。

なお、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、昭和19年5月には、勤労働員学徒は労働者年金保険の被保険者に該当しない旨定められているとともに、厚生省保険局長通牒「学徒勤労働員ニ伴ウ学徒ノ被保険者資格ニ関スル件」（昭和19年5月22日付け保発第334号）により、勤労働員学徒は、健康保険法における事業所に使用される者と解することは適当であるが、労働者年金保険法における被保険者には該当しない取扱いとされている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年9月ごろから平成5年5月ごろまで
② 平成5年5月ごろから6年9月ごろまで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間当時、複数の事業所に勤務していたが、A社及びB社のそれぞれの事業主から、報酬（毎月手取りで10万円）を現金で受け取っており、また、申立期間②についてはB社の口座に、厚生年金保険料を振り込んでいたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、事業主から報酬を受け、当該報酬から厚生年金保険料を控除されているはずなので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしいと主張している。

しかしながら、当時の事業主から供述は得られず、同社の関係者は、「当時、申立人はA社の社員では無く、同社から給与は支払っておらず、保険料も控除していない。」と供述している。また、申立人は、「受け取った報酬は、事業主のポケットマネーから支払われたものであり、給与明細書や源泉徴収票は無かった。」と供述していることから判断すると、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

また、オンライン記録から、申立期間①のうち、平成元年8月以前の期間についてA社は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認でき、申立人の同社における雇用保険の資格取得日及び離職日は、オンライン記録と一致している上、国民健康保険の加入記録から、申立人は昭和58年9月から平成3年5月まで、国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

申立期間②について、申立人は、B社に当該期間に係る厚生年金保険料を同社の銀行口座に振り込んでいたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしいと主張している。

しかしながら、申立人は、B社に上述の厚生年金保険料を銀行口座に振り込んでいたことが確認できる記録等を保有しておらず、同社と取引のあった金融機関に照会したところ、申立期間当時の入金記録を保存していないとの回答があった。また、当時の事業主とは連絡が取れず、同社の関係者に照会したが、「社会保険関係のことは事業主が行っていたので、当時の事情等は分からない。」との回答をしている。

また、申立人は、当時同社は社会保険料を滞納していた旨供述しているが、オンライン記録から、B社において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる全員の加入記録を調査したが、さかのぼって記録訂正が行われた形跡は確認できず、社会保険事務所の処理に不自然さやうかがわれない。

このほか、申立人について申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月1日から48年11月30日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間については、B社から経営を引き継いだA事業所に同僚数名と移籍し、勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社から経営を引き継いだA事業所に同僚数名と移籍し、申立期間について当該事業所で勤務していたと申し立てているところ、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和45年9月時点で同社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた複数の従業員も、そのことを認める旨の供述をしている。

しかし、オンライン記録から、A事業所が申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できず、上述の複数の従業員が申立人と一緒にA事業所に移籍したとして名前を記憶している同僚についても、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は確認できなかった。

また、申立期間当時、A事業所に勤務していたことが推認できる複数の従業員のうちの一人は、「A事業所は、個人経営の事業所であり、自分は、事業主から厚生年金保険には加入しない旨の説明を受けたので、国民年金に加入していた。」と供述している。

さらに、上述の従業員は、A事業所は昭和53年6月ころに廃業しており、事業主は既に亡くなっている旨の供述しているほか、B社の事業主等とは連絡を取ることができず、当該事業所が加盟した可能性がある業界団体等からも、A

事業所に関する情報を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できない上、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から同年8月1日まで

ねんきん特別便を見て、B省所管のA事業所に勤務した期間のうち、臨時補充員として勤務した期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。他の事業所では、臨時補充員として採用された者でも、厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について臨時補充員としてA事業所に勤務していたと申し立てているところ、B省が作成した申立人に係る人事記録から、申立人が、申立期間について当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、適用事業所名簿及びオンライン記録から、A事業所が申立期間について厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できず、同事務所では、「厚生年金保険の適用事業所となっていない期間に係る保険料を給与から控除していたとは考え難い。」と供述している。

また、申立人の人事記録等を管理しているC事業所では、「当時、臨時補充員だった期間については、共済年金には加入させておらず、その期間について厚生年金保険に加入させるかどうかの取扱いは、事業所によって異なっていた。」と供述している。そこで、B省所管の複数の事業所についてオンライン記録等を調査したところ、当時、A事業所に近接した場所にあったと考えられる複数の事業所については、申立期間について厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できなかったものの、申立人が申立期間以降に勤務した事業所については、申立期間について適用事業所であったことが確認できたことから、上記の供述どおり、臨時補充員の厚生年金保険の加入については、事業所によ

り取扱いが異なっていたことがうかがえる。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年7月25日から23年7月25日まで
② 昭和24年5月ごろから同年8月ごろまで

社会保険事務所(当時)に厚生年金の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①は、先に勤務していた兄に誘われてA社に、申立期間②は、退社時期は定かではないが、B社にそれぞれ継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は既に廃業しており、当時の事業主等とは連絡を取ることができず、申立人の勤務の実態や申立期間①に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができなかったほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、申立期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた従業員は、いずれも申立人のことを覚えていない旨供述している。

また、オンライン記録から、申立人が自身の入社日より1年以上も前からA社に勤務していたと記憶している申立人の兄の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、入社日から起算して2年以上経過してからであり、上述の従業員についても、入社したと供述する日から起算して数か月後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

申立期間②について、申立人は、B社に勤務していたと申し立てているところ、申立人が記憶しており、かつ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる同僚は、申立人と当該期間について一緒に勤務した旨供述している。

しかしながら、B社は既に廃業しており、当時の事業主等とは連絡を取ることができず、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認することができなかつたほか、上述の同僚は、「当時のことは良く覚えておらず、自身及び申立人について、申立期間②に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうかは分からない。」と供述している。

また、オンライン記録から、上述の同僚は、入社したと供述する日からおおむね3か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるほか、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人について申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年5月1日から22年4月16日まで
平成21年4月ごろ、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間に係る脱退手当金を受給していることを初めて知った。

しかし、申立期間に係る事業所を退職する際に、脱退手当金を請求したことも、受け取った記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てしているところ、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和22年10月15日に支給決定されているとともに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金の支給記録が確認できるなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年10月24日から20年9月18日まで
平成18年か19年ごろ、自分の年金記録について社会保険事務所(当時)で調べてもらったところ、申立期間に係る脱退手当金が支給されていることになっていることを初めて知った。
しかし、脱退手当金を申請した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金は受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対しては、いわゆる短期脱退手当金が支給されたこととされているところ、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、支給日や支給金額に加えて支給の根拠となる該当条文などの具体的な記載があるなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案8370

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から40年4月1日まで
平成21年3月ごろ、社会保険事務所(当時)に自分の年金記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。
しかし、脱退手当金を請求した記憶も、もらった記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後7ページに記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年4月1日の前後2年以内に資格喪失した29名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、26名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち22名が被保険者資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所がその請求手続をした旨の供述をしていることなどを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても、事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月半後の昭和40年8月24日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月1日から53年4月1日まで

ねんきん特別便を見て、A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録がないことが分かった。同事業所に勤務しながらB看護専門学校（准看護科）に通っていた期間については加入記録があるのに、再就職後、同校（看護科）に通っていた期間について加入記録が無いのは納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A事業所から提出のあった従業員カード及び事業主の供述から、申立人が昭和50年3月27日から53年3月31日までの期間について同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主は、「厚生年金保険の加入記録がある者については、従業員カードに健康保険証の整理番号等が記載されているが、申立人の従業員カードにはその旨の記載が無いので、申立人については厚生年金保険には加入させておらず、厚生年金保険料の控除もなかった。」と供述している。そこで、申立期間当時、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている複数の被保険者について調査したところ、当該被保険者全員の従業員カードに健康保険証の整理番号等が記載されていることが確認でき、当該従業員の一人名は、「同事業所から、厚生年金保険に加入するか否かの確認があった。」と供述している。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見当たらない。

なお、申立人は、再就職後、B看護専門学校（看護課）に通っていた期間に

ついて厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないと主張しているが、学籍簿から同校に在籍していたことが確認できる従業員について調査したところ、同事業所を退職することなく准看護課から看護課に進んだ従業員については、看護課に在籍した期間についても厚生年金保険の加入記録があることが確認できたことから、申立人は当該従業員とは事情が異なっていることがうかがえる。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から36年2月28日まで

申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間について勤務していた事業所の名称はA社だったと思うので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てているところ、オンライン記録から、同事業所が申立期間について厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、申立人が同事業所が存在したと主張する所在地周辺において、商業登記された記録は確認できない。

また、申立人が主張しているA社の事業主とは連絡を取ることができない上、申立人は、申立期間当時の同僚等の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人の勤務実態等について確認することができない。

さらに、申立人が、申立期間当時、A社と取引関係にあったと主張する複数の会社にも照会したが、同事業所に関する情報を得ることはできなかった。

加えて、事業所名検索により、申立人がA社が存在したと主張する所在地に同事業所と類似の名称の会社が存在したことが確認できたが、申立人は、「同社に関する記憶は無い。」と供述している上、同社の設立登記及び厚生年金保険の適用事業所となった時期は、いずれも申立期間以降であることが確認できるほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与から控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月11日から同年11月23日まで
② 昭和59年3月1日から63年3月31日まで

年金相談センターに厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間①についてはA社が経営する店舗に勤務しており、また、申立期間②については、社会保険に加入させてくれるとの約束でB店に勤務したので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は既に廃業しており、同社の代表者等とも連絡を取ることができず、申立人の勤務実態や申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認することができない。

また、申立人は当時の同僚等を覚えていないため、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者に照会したところ、回答があった全員が、「申立人のことは分からない。申立期間当時、自身の保険料が控除されていたかどうか覚えていない。」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている32名の被保険者について調査したところ、そのうちの7名について厚生年金保険の加入期間の中に欠落期間があることが確認できたが、当該被保険者のうち連絡が取れた者からも、当時の事情等を確認することはできなかった。

加えて、申立期間前後のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申

立人の被保険者番号が異なっていることが確認できたほか、当該被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①に係る雇用保険の加入記録は無い上、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人はB店に勤務していたと申し立てしているところ、雇用保険の加入記録並びに事業主及び同僚の供述から、申立人は当該期間のほとんどの期間について当該店舗に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録から、B店並びに当該店舗を共同で経営していたC社及びD社が、申立期間②について厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、申立人は、「社会保険に加入させてくれるとの約束で入社した。」と供述しているところ、D社では、「同社及びC社の正社員については、会社が保険料の一部を負担し、国民年金及び国民健康保険に加入させていた。」と供述しており、オンライン記録から、申立人がB店に勤めていた期間については国民年金の加入記録があることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案8375

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月19日から40年3月1日まで
平成18年か19年ごろ、社会保険事務所(当時)に厚生年金の加入記録を照会したところ、申立期間に係る脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、脱退手当金の請求をした記憶も受け取った記憶も無く、当時は脱退手当金の制度を知らなかったので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和40年9月29日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さやうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月1日から平成元年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額より低いことが判明した。給与明細書等はないが社会保険の手続は自分が担当者として行っており、間違いなく社会保険事務所に対して、自分の標準報酬月額を30万円で届出をしているので同社の手続ミスは考えられない。社会保険事務所が恣意的に改ざんしたとしか考えられないので、標準報酬月額を30万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が社会保険事務所へ届け出た標準報酬月額と比較して少ないとして申し立てているが、B社の代表者は「当社が厚生年金保険の適用事業所になった手続や恒常的な社会保険関係事務まで申立人が一人で行っていたので、申立期間当時の社会保険関係については何も分からないので回答できない。」と供述している。

また、オンラインの記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、同時期に勤務していた同僚3名の標準報酬月額とほぼ同額であることが確認できる上、当該同僚からは、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえる供述は得られなかった。

さらに、上記同僚3名のうち1名は「平成元年に給料が大きく変わったのは、歩合給分を給与に含めたからであり、自分の標準報酬月額について間違いは無いと思う。」と供述している。

加えて、A社に係るオンライン記録を確認したが、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、また、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形

跡も無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 6 日から同年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和 35 年 1 月 6 日に再入社したので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の供述から、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことを推認することができる。

しかし、オンライン記録から、A社は平成 10 年 11 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の代表者は死亡し、その他の役員等の連絡先が不明であることから供述が得られず、申立人の申立期間当時における厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人がA社において一緒に勤務していたと記憶している同僚3名は「申立人が再入社したことは記憶にあるものの、申立期間当時における申立人の厚生年金保険の加入状況等については分からない。」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡のとれた2名は「A社の試用期間については分からないものの、自分はガラス製造として昭和34年6月ごろ入社した。」と供述しているところ、当該従業員2名は、上記被保険者名簿から、申立人と同じく被保険者資格を昭和35年7月1日に取得していることが確認でき、また、同社において昭和34年及び35年に厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員の資格取得日は34年6月1日及び35年7月1日であることが確認できる。

これらのことから、A社は、申立期間当時に厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出を年に1回まとめて行っていたことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 8 日から 32 年 10 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務したことは確かであり、社会保険事務所の処理誤りも考えられるので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の供述から、申立人は、期間は明確でないものの、同社に勤務していたことを推認することができる。

しかし、申立人が申立期間後に勤務していたとするB区役所から提出された回答書から、申立人は、申立期間のうち昭和 32 年 4 月 22 日から同年 10 月 1 日までの期間については同区役所に勤務していたことが確認できる。

一方、A社は「申立期間当時の従業員の厚生年金保険に関する資料等を保管していないことから、申立人の申立期間当時における厚生年金保険の加入状況等については分からない。」と回答している。

また、申立人がA社において一緒に勤務していたと記憶している同僚の中で、連絡の取れた2名のうち1名は「申立人が申立期間当時に同社で勤務していたことは記憶にあるものの、正確な勤務期間までは覚えていない。同社における試用期間や厚生年金保険料の控除等については分からない。また、自分は、昭和 30 年 5 月ごろ入社したものの、理由は不明であるが厚生年金保険の加入時期は入社して1年後となっている。」と供述しているところ、当該同僚1名は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、厚生年金保険被保険者資格を昭和 31 年 5 月 18 日に取得しており、供述のとおり入社して約1年後に被保険者になっていることが確認できる。また、他の1名は「申立人とほぼ同時

期に勤務した記憶はあるものの、自身及び申立人の勤務期間や厚生年金保険の加入状況等については分からない。」と供述している

さらに、上記被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた 14 名はいずれも「申立人のことは記憶に無い。」と供述している。

加えて、上記被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿に申立人の名前は無く、また、社会保険事務所における不合理な訂正等も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 1 月 1 日から 13 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間当時は同社の代表取締役であったが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、商業登記簿謄本により訂正処理当時A社の代表取締役として在籍していたこと、及びオンライン記録により申立期間当時厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

また、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 12 年 1 月から同年 12 月までの期間は 41 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 13 年 1 月 1 日）の後の 13 年 1 月 26 日付けで、さかのぼって申立人の標準報酬月額の記録が訂正されており、申立期間について 9 万 8,000 円へと減額訂正されていることが確認できる。

一方、不納欠損決議書では、平成 11 年 7 月から 12 年 4 月までの期間について、延滞金債権消滅処理を行っている記録があることから、A社には社会保険料の滞納があったことが確認できる。

また、申立人は「平成 10 年ごろから経営不振で資金繰りに苦勞していたので、厚生年金保険料の滞納があった。13 年 1 月ごろ社会保険事務所へ滞納保険料支払の相談に出向き、社会保険事務所職員から標準報酬を引き下げるよう提案され、代表者印を押印して報酬引下げの書類作成に応じた。」と供述してい

る。これらのことから、申立人は、自らの標準報酬月額の減額に同意していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 20 日から 49 年 12 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員の供述から、申立人が申立期間において同社に勤務していたこととはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は平成3年10月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業登記簿謄本上は20年4月1日にB社と合併していることが確認できることから、同社に照会したが、同社では当時の資料を保存していないことから申立人の勤務実態及び保険料控除については不明であると回答している。

そこで、申立人が上司として名前を挙げたA社の当時の収納課長に照会したところ、同人は、「勤務期間を明確に記憶していないが、申立人が同社に勤務していたことは間違いない。しかし、申立人は正社員で入社後、一度退職し、再度アルバイトとして勤務しており、同社では、正社員は全員厚生年金保険に加入させていたが、アルバイト従業員は厚生年金保険に加入させておらず、保険料控除もしていなかった。」と供述している。

また、申立人が同僚として名前を挙げた従業員1名及び当該従業員と上記の収納課長が申立人と同一の業務をしていたとして名前を挙げた従業員1名に照会したところ、両名とも、申立人は、A社にアルバイトとして勤務しており、正社員は厚生年金保険に加入していたが、アルバイトは加入していなかったと供述している。

さらに、A社の当時の社会保険担当者は、「申立人が同社に勤務していたこ

とは記憶しているが、正社員だったかどうかは記憶していない。しかし、厚生年金保険は正社員のみ加入させており、アルバイトは加入させておらず保険料控除もしていなかったため、申立人は、正社員で入社後、アルバイトに変わったのではないか。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年から 37 年まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたのは確かなので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出しているA社の社員旅行の写真から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 37 年 4 月 1 日であり、同社は、申立期間のうち、36 年から 37 年 3 月 31 日までは適用事業所となっていない。

また、申立人が提出している写真及び申立人の記憶により、申立期間当時、A社の従業員は 11 人程度であったと考えられるところ、このうち同社の厚生年金保険事業所別被保険者名簿で被保険者資格を取得していることが確認できるのは 6 人であり、同社では、従業員を全員は厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。

さらに、オンライン記録によると、A社は昭和 39 年 3 月 20 日に適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている従業員 6 人のうち、連絡先の判明した 1 人に文書照会したところ、同従業員は申立人を記憶しておらず、同社における厚生年金保険加入の取扱いについても不明とのことであった。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、健康保険の整理番号に欠番は無く、記載に不自然さはみられないとともに、申立人の氏名も見当

たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月1日から46年6月15日まで
A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたのは間違いないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の複数の従業員の回答から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、回答があった従業員のうち3人は、申立人はアルバイトだったとしており、このうちの一人はA社ではアルバイトは厚生年金保険に加入させていなかったと回答している。このことは、回答があったうちの二人は「入社当初はアルバイトだったから、厚生年金保険に加入していなかった。」と述べていることからもうかがえる。

また、申立人自身も「自分はアルバイトだったかも知れない。」と述べており、これらのことから判断すると、A社は、申立人がアルバイトであったため厚生年金保険に加入させてなかったと考えるのが妥当である。

さらに、A社は、当時の資料は廃棄しており、申立期間当時のことは不明であると回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人のA社における雇用保険の加入記録は無い上、申立期間に係る同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険証の整理番号には欠番は無く、記載に不自然さはみられないとともに、申立人の氏名も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 17 日から 43 年 1 月 16 日まで
A 社（現在は、B 社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は休職して海外の大学に留学していた期間だったが、社員としての身分はあったので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社は、同社が保存している労働者名簿により、申立期間において、申立人は特例扱いによる依願休職期間であり、社員としての身分は保有しているが、依願休職期間中は休職規程により無給であるから、厚生年金保険料を給与から控除することはない上、被保険者資格を喪失させているので保険料相当額を申立人から預かることは考えにくいと回答している。

なお、B 社から提出された休職規程により、依願休職期間中は無給であることが確認でき、申立人も申立期間は休職のため無給だったことを認めている。

また、B 社は、同社が保存している申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」により、申立人を昭和 41 年 7 月 17 日に依願休職のために被保険者資格を喪失させ、43 年 1 月 16 日に申立人が復職したことにより被保険者資格を取得した届出を行ったものであると回答しており、これらの届出内容は、社会保険事務所（当時）の記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間における厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで
A社B支店に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支店に昭和 57 年 10 月 31 日まで勤務しており、厚生年金保険の資格喪失日は同年 11 月 1 日であると主張している。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びA社が同社の退職者台帳を基に作成し提出している在籍証明書から、申立人が同社を退職した日は昭和 57 年 10 月 30 日であることが確認できる。

また、A社は、「当時の賃金台帳等は保管していないが、申立人は月末まで勤務していないことから、厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。」と回答している。

さらに、申立人に係るA厚生年金基金の加入記録によると、申立人の資格喪失日は昭和 57 年 10 月 31 日であることが確認でき、これは厚生年金保険の加入記録と一致している。

上記に関して、厚生年金保険法第 19 条は「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定しており、また、同法第 14 条は、資格喪失の時期について、適用事業所に使用されなくなった日の翌日と規定していることから、申立人の資格喪失日は昭和 57 年 10 月 31 日であり、申立人の主張する同年 10 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月ごろから31年2月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C営業所に申立期間当時勤務していた従業員の供述から、入社日は定かではないものの申立人が申立期間において同社同営業所に勤務していたことはうかがえる。

また、申立人は、「A社C営業所に中途採用で入社し、当初から本採用であった。」と供述している。

しかしながら、B社の人事担当者は、「中途採用の場合は、最初は臨時雇用から契約し、様子を見て社員見習いとして試用し、その後本社の判断により本採用となり、厚生年金保険の加入手続を行うため、人によって加入までの期間が異なる。」と供述している。

また、A社に申立期間当時勤務していた従業員4人は、「入社後に見習い期間があり、厚生年金保険料の給与からの控除は同期間が終了した後に控除された。」と供述している上、そのうちの一人は、「同社では臨時社員として雇用された後に上司の推薦を受けて会社が面接を行い、本採用された後に厚生年金保険に加入する。」と供述している。

さらに、A社の従業員9人について、その供述する入社日と健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる厚生年金保険の資格取得日を比較すると、資格取得日は入社日より6か月から25か月後となっている。

加えて、B社から提出された厚生年金保険被保険者台帳では、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和31年2月1日と記録されており、社会保険事務所の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 2 月から 63 年 2 月まで

A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。確かに勤務していたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚及び経理担当者の供述により、勤務期間は不明であるが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の事業主は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の同社での勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

また、A社の経理担当者は、「申立期間当時、手取り収入を多くするため、厚生年金保険を含む社会保険に加入を希望しない従業員もいた。厚生年金保険に加入している従業員は、雇用保険にも加入させていた。」と供述しているが、申立人の同社における雇用保険の記録は見当たらない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険証の番号に欠番は無く、社会保険事務所(当時)の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 8392 (事案 314 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 8 月 26 日から同年 9 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申立てを行った結果、同委員会から申立内容を確認できる資料が無い等の理由で、記録訂正できない旨の回答があった。
しかし、確かに在籍していたので、再度調査して被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、雇用保険の加入記録によると、A社における申立人の離職日は、平成 9 年 8 月 25 日とされており、厚生年金保険の被保険者記録と合致していることから、申立てに係る事実をうかがうことができないこと、同社において、2年から9年までに厚生年金保険被保険者資格を喪失した13人のうち、11人はいずれも26日付けで資格喪失していることが確認でき、同社では何らかの理由により26日付けで資格喪失する取扱いをしていたものと考えられること等から、既に当委員会の決定に基づく20年7月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、上司の在職の証明に関する記載があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったはずであると主張し、再調査を希望したものである。

しかしながら、申立人からは新たな資料の提示は無いこと、申立人の提出した再申立書には、申立期間における上司の在職の証明に関する記載があるが、記録の訂正につながる新たな関連資料及び周辺事情があるとは認められないこと、そのほかに当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月1日から12年4月21日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では営業担当の取締役であり、厚生年金保険関係事務に関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の取締役として在職し、厚生年金保険被保険者であったことがオンライン記録及び同社に係る商業登記簿謄本により認められる。

また、オンライン記録によると、申立期間のうち、平成8年11月から10年11月までの期間の標準報酬月額は、10年12月3日付けで、44万円が9万8,000円にさかのぼって訂正処理され、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった12年4月21日まで継続していることが確認できる。

しかしながら、A社の当時の代表取締役は、「滞納保険料の取扱いについて社会保険事務所から話があり、標準報酬月額を減額訂正して処理することに同意した。また、申立人にも話したと思う。」旨供述しているところ、減額処理当時の経理担当者は「社会保険事務所の対応は、代表取締役と申立人の二人で相談し、滞納保険料の減額処理のため、代表取締役又は申立人のいずれかが社会保険事務所へ行ったはずである。」旨供述している上、その後任の経理担当者は「当時、社内の金銭面は、代表取締役と申立人が相談し決定しており、このような中、申立人の指示により滞納保険料の支払計画書を作成して社会保険事務所に提出した。」旨供述している。

さらに、オンライン記録によると、A社において、平成10年12月3日付けで、標準報酬月額が遡^{そきゅう}及訂正された者は、申立人及び従業員6人の計7人であることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社において厚生年金保険関係事務に権限を有する取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与していながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間のうち、結果として平成8年11月から11年9月までの期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

一方、申立期間のうち、平成11年10月から12年3月までの期間の標準報酬月額は、オンライン記録によると、被保険者報酬月額算定基礎届に基づく申立人に係る11年10月の標準報酬月額の定時決定が、同年11月9日に処理されていることが確認でき、訂正等の記録も無く、社会保険事務所の処理に不自然な点は見当たらない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、「特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない。」旨規定されている。

仮に、申立期間のうち、平成11年10月から12年3月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主が給与から控除していたとしても、申立人は、上記のとおり、厚生年金保険関係事務に権限を有していることから、特例法第1条第1項ただし書の規定が適用され、当該期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月21日から28年9月22日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A事業所(勤務地はBキャンプ)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同事業所には、昭和26年1月から勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとするA事業所(Bキャンプ)の人事記録を保管しているC防衛局の人事担当者は、「駐留軍従業員カードによると、申立人は、Bキャンプにおいて、昭和25年12月21日に採用され、26年8月20日に解雇となっており、解雇理由は人員整理である。」旨供述しており、申立人の申立期間に係る勤務実態が確認できない。

そこで、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として勤務していたことを確認することができなかった。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、同事業所において、昭和26年1月1日に被保険者資格を取得し、同年8月21日に喪失しており、多数の被保険者が申立人と同日に資格を喪失していることが確認できる。

一方、昭和26年7月3日付け保発第51号厚生省保険局長通知には、「連合国軍要員は、同年7月1日以降は、PX(物の販売事業)等に使用される者は強制被保険者となるが、家事使用人、宿泊施設、食堂、映画事業等に使用される者は強制被保険者とならない。」旨記載されており、申立人は、「仕事の内容

は、Bキャンプ内の食堂の調理補助であった。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月 1 日から 60 年 4 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 54 年 10 月から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の取締役兼社会保険担当者による「申立期間当時、会社のそばに寮を設置しており、期間は分からないが、申立人はその寮に住んでいた。」旨の供述及び複数の同僚による「申立人は、申立期間当時、同社に勤務していた。」旨の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社の当時の代表者は既に死亡しているところ、その妻で当時の取締役兼社会保険担当者は、「申立期間当時、経営が苦しかったので、厚生年金保険料の負担が大きく、申立人を含め、4、5人の従業員を外注契約にしており、保険料は控除していない。」旨供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和 54 年 10 月 17 日に被保険者の資格を取得し、56 年 6 月 1 日に資格を喪失し、同年 7 月 1 日に申立人の健康保険証が返納されている旨の記載が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月から36年7月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間中、継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとするA社の申立期間当時の代表者及び社会保険担当者は既に死亡しているため、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、いずれも「申立期間当時、同社の石材職人の中には、申立人のような姓名の職人は在籍していなかった。」旨供述しており、申立人が申立期間において同社に勤務していたことを確認することができなかった。

なお、申立人は、オンライン記録から、昭和36年4月から59年3月までの期間について国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 30 日から 33 年 7 月 1 日まで
② 昭和 36 年 2 月 27 日から 39 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 7 月 15 日から 42 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうちの申立期間①、B社（現在は、C社）に勤務した期間のうちの申立期間②及びD社に勤務した期間のうちの申立期間③の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、それぞれの会社に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①から③までの期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の複数の元従業員による「申立人を覚えているが、いつから申立人が勤務していたかは分からない。」旨の供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 26 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、31 年 4 月 30 日に適用事業所でなくなった後、再度、33 年 7 月 1 日に適用事業所となっており、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

これについて、A社の当時の代表者は、「当社は、経済的事情により、昭和 31 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、それ以降、再度、33 年 7 月 1 日に適用事業所となるまでの期間は、すべての従業員について、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させていた。」旨供述しており、このことは、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、31 年 4 月 30 日に被保険者資格を喪失し、33 年 7 月 1 日に再度資格を取得している複数

の従業員が見られることから確認できる。

申立期間②については、B社の複数の元従業員による「申立人を覚えているが、いつから申立人と一緒に勤務していたかは分からない。」旨の供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、B社は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和39年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

これについて、C社の現在の代表者及び当時の経理担当者は、「当社は、昭和39年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、それより前の期間は、市区町村の国民健康保険と国民年金に加入するよう指示しており、申立人のみを厚生年金保険に加入させ、保険料控除を行っていたとは考えられない。」旨供述している。

申立期間③については、D社の複数の元従業員による「申立人を覚えているが、いつから申立人が勤務していたかは分からない。」旨の供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、D社は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和42年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、D社の当時の代表者は死亡し、当時の経理担当者は所在不明であるため、同社における申立期間③の申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「当社が厚生年金保険に加入したのは昭和42年4月からであり、それより前の期間は、事業主から市区町村の国民健康保険と国民年金に加入するよう指示があった。」旨供述しているなど、申立人が申立期間③において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①から③までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から③までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 1 月 16 日から同年 4 月 2 日まで
オンライン記録において、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間も同社に勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたと申し立てている。しかしながら、A社を吸収合併したB社の人事担当者は、申立人の勤務状況等を確認できる資料は無いと回答していることから、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除等の事実について確認することができない。

また、A社の代表取締役（経営担当）及び申立人の記憶しているもう一人の代表取締役（技術担当）は、申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務状況を確認できる資料を保有していない旨供述している上、申立人は、このほかに同僚等の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除等の事実について確認することができない。

さらに、申立期間にA社に勤務していたことが確認できた従業員8人のうち、6人は、申立人のことを記憶していない旨供述し、残りの2人は、申立人のことを記憶しているが、申立期間内に勤務していたことについては不明である旨供述していることから、これらの者から申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除等の事実について確認することができない。

加えて、上記代表取締役（技術担当）は、入社後に3か月の試用期間があった旨供述し、上記従業員8人のうち、3人は、入社後に試用期間があり、その

期間は厚生年金保険に加入していなかった旨供述し、さらに、このうち2人は、試用期間中は厚生年金保険料を控除されていなかった旨供述している。

これらのことから、A社は、入社後すぐに従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年8月1日から24年10月1日まで
② 昭和27年2月1日から同年12月20日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A事業所及びB事業所(現在は、C事業所)に継続して勤務した期間のうちの申立期間①及びD社に勤務した期間のうちの申立期間②の加入記録が無かった。申立期間①及び②においてそれぞれの事業所に勤務していたので、申立期間①及び②において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、当該期間においてA事業所及びB事業所に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、C事業所は、A事業所は昭和23年8月*日に法定解散され、B事業所は23年10月*日に設立されたと回答しており、申立期間①のうち、23年8月15日から同年10月25日までの期間については、A事業所及びB事業所の存在が確認できない。

また、社会保険事務所の記録によると、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和23年11月20日であり、B事業所は、申立期間①の一部は適用事業所とはなっていない。

さらに、C事業所が保管する申立期間当時①の「採用発令簿」によると、申立人の採用は、昭和24年10月1日と記録されており、社会保険事務所の記録と一致している。C事業所は、このほかに申立人の申立期間における勤務状況を確認できる資料は無い旨回答していることから、申立人の申立期間①における勤務状況及び厚生年金保険料の控除等の事実について確認する

ことができない。

加えて、申立人が記憶している上司3人は、既に死亡している上、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から連絡の取れた従業員4人全員が、申立人のことを記憶していない旨供述していることから、申立人の申立期間①における勤務状況及び保険料の控除等の事実について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、当該期間においてD社に勤務していたと申し立てている。

しかし、D社は、平成8年1月5日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時②の代表者は、住所が不明であることから、申立人の申立期間②における勤務状況及び厚生年金保険料の控除等の事実について確認することができない。

また、申立人は、上司、同僚等を記憶していない上、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から連絡の取れた従業員9人全員が、申立人のことを記憶していない旨供述していることから、申立人の申立期間②における勤務状況及び厚生年金保険料の控除等の事実について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 3 月 1 日から同年 7 月 12 日まで
② 平成 19 年 7 月 12 日から同年 8 月 1 日まで

ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が給与に見合う額より低く記録されていることがわかった。給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の所持する給与明細書から確認できる報酬月額は、社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額（26万円）よりも高いことが確認できる。

しかし、上記給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に記録されている申立人の標準報酬月額と一致していることが認められる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届により、A社が、平成 21 年 8 月 31 日付けで、申立人の資格取得時の標準報酬月額を 41 万円に訂正する旨を届け出ていることが確認でき、記録訂正は行われたが、申立期間②は、厚生年金保険法 75 条の規定により保険給付には反映さ

れない期間とされている。

また、申立人の所持する給与明細書から確認できる報酬月額、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額（26万円）よりも高いことが確認できる。

しかし、上記給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に記録されている申立人の標準報酬月額と一致していることが認められる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。